

平成 2 7 年 1 月 日

府中市長 高 野 律 雄 様

府中市子ども・子育て審議会  
会長 鈴木 眞 理 子

府中市の子ども・子育て支援に関する計画（平成 2 7 年度  
～平成 3 1 年度）について（答申）

平成 2 5 年 7 月 3 0 日 2 5 府子子発第 3 8 3 号で諮問のあったこのことについて、別紙のとおり答申します。

なお、この計画を実行するに当たっては、次の点について特段のご配慮をお願いします。

- 1 少子高齢化に伴う構造的な財政悪化など、事業実施には大変厳しい状況であるが、現行の府中市次世代育成支援行動計画を継承する本計画に盛り込まれた施策を確実に推進すること
- 2 本計画の推進に当たっては、本審議会での議論やパブリックコメント手続に寄せられた多くの意見や提案を踏まえた取組とすること



(案)

---

---

府中市子ども・子育て支援計画  
(答申)

---

---

平成27年1月

府中市子ども・子育て審議会

# 目 次

## 第 1 章 計画の概要

1	計画の背景	2
	(1) 少子化の進行	2
	(2) 国の少子化対策の動向	2
	(3) 府中市の少子化対策の動向	10
2	計画の目的・位置付け	11
	(1) 計画の目的	11
	(2) 計画の位置付け	11
	(3) 関連の計画との関係	11
	(4) 法律上の位置付け	11
3	計画の基本的考え方	12
	(1) 基本理念・基本目標	12
	(2) 施策推進の「3つの視点」	13
	(3) 施策目標	14
	(4) 新制度において目指す方向性	16
	(5) 計画の体系	18
4	計画期間	20
5	推計人口	20
6	教育・保育提供区域	21
7	計画策定体制	22
	(1) 府中市子ども・子育て審議会	22
	(2) 市民意向調査	22
	(3) パブリックコメント手続	22

## 第2章 府中市の子育て家庭の現状

1	子育て家庭を取り巻く環境	24
(1)	少子化の推移	24
(2)	世帯人員数と世帯構造	26
(3)	女性の就労状況	27
(4)	就学前児童の状況	28
(5)	保育所の状況	29
(6)	幼稚園の状況	31
(7)	児童虐待等の状況	32
2	市民の意向や子育ての現状(市民意向調査の結果より)	34
(1)	就学前児童の保護者	34
(2)	小学生の保護者	38
(3)	中学生・高校生世代	41
(4)	ひとり親家庭の保護者	42

## 第3章 子ども・子育て支援施策の具体的展開

施策目標 1	地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備	46
施策 1	情報提供・相談体制の充実	46
施策 2	地域における子育て支援	48
施策目標 2	質の高い幼児期の教育・保育の提供	52
施策 3	質の高い幼児期の教育・保育の提供	52
施策 4	保育所待機児童の解消	54
施策 5	多様な保育ニーズへの対応	65
施策目標 3	母と子どもの健康支援	73
施策 6	母子保健の充実	73
施策目標 4	ひとり親家庭への支援	76
施策 7	ひとり親家庭の自立や就業への支援	76
施策 8	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	77

施策目標 5	配慮が必要な子どもと家庭への支援	78
施策 9	児童虐待防止対策の推進	78
施策 10	障害児施策との連携	80
施策目標 6	青少年の健全育成	81
施策 11	小学生の放課後の居場所づくり	81
施策 12	青少年健全育成活動の推進	83
施策目標 7	子育て家庭の経済的負担の軽減	84
施策 13	児童手当の支給	84
施策 14	子ども医療費の助成	84

## 第4章 計画の推進に当たって

1	推進体制	86
2	進行管理	86
(1)	点検・評価	86
(2)	報告・公表	86
(3)	計画への反映	86

## 資料編

資料 1	府中市子ども・子育て審議会委員名簿	88
資料 2	府中市子ども・子育て審議会開催経過	90
資料 3	府中市子ども・子育て審議会条例	92
資料 4	市民意向調査の概要	94
資料 5	ニーズ量の推計手順	96
資料 6	用語集	98

# 第 1 章

## 計画の概要

# 1 計画の背景

## (1) 少子化の進行

我が国の年間の出生数は、昭和46年～49年の第2次ベビーブーム期には毎年200万人を超えていましたが、昭和59年には150万人を割り込み、平成3年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向にあります。

また、合計特殊出生率は、第2次ベビーブーム期以降、人口の現状を維持するのに必要な水準である2.1を下回ったままとなっています。平成元年にはそれまで最低であった<sup>ひのえうま</sup>丙午の昭和41年の数値を下回る1.57を記録し、これは「1.57ショック」と言われ、私たちに少子化が進んでいるとの認識を一般化させました。さらに、平成17年には過去最低である1.26まで落ち込みましたが、その後微増傾向で推移し、平成24年は1.41となっています。

こうした少子化の進行は、子ども同士の交流の機会が減少することによる自立性や社会性の減退、地域社会の活力の低下などへの影響が指摘されるとともに、労働力減少による経済活力の衰退や、社会保障について保険などの基本である支える側と支えられる側の需給のバランスを崩し、従来の制度を維持できなくなるなど、我が国の社会経済や国民の生活に深刻な影響を与えることが懸念されています。

## (2) 国の少子化対策の動向

### エンゼルプランと新エンゼルプラン

平成2年、前年の合計特殊出生率の公表に伴う「1.57ショック」を契機に、政府は、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めました。

平成6年12月、今後10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」が策定されました。また、エンゼルプランを実施するため、保育事業の提供基盤や地域子育て支援センターの整備等を図るための「緊急保育対策等5か年事業」が策定され、平成11年度を目標年次として、整備が進められることとなりました。

その後、平成11年12月、「少子化対策推進基本方針」と、この方針に基づく重点施策の具体的実施計画として「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」が策定されました。新エンゼルプランは、従来のエンゼルプランと緊急保育対策等5か年事業を見直したもので、これまでの保育関係だけでなく、雇用、母子保健、相談、教育等の事業も加えた幅広い内容となりました。

### 次世代育成支援対策推進法

家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成15年7月、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律は、地方公共団体及び事業主が、次世代育成支援のための取組を促進するために、それぞれ行動計画を策定し、実施していくことを狙いとしたもので、当初は平成27年3月末までを期限とした10年間の時限立法でしたが、平成26年4月、さらに10年間の延長が決定しました。

### 少子化社会対策基本法、少子化社会対策大綱及び子ども・子育て応援プラン

少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するために、平成15年7月、「少子化社会対策基本法」が制定されました。この法律に基づき、平成16年6月には「少子化社会対策大綱」が、同年12月には「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)」が決定しました。これらの大綱及びプランでは、子どもが健康に育つ社会及び子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会への転換を喫緊の課題とし、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たることができるように社会全体で応援するとの基本的考えに立ち、少子化の流れを変えるための施策を、国を挙げて取り組むべき極めて重要なものと位置付け、「3つの視点」と「4つの重点課題」、「28の具体的行動」を提示するとともに、国が地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要がある事項について、平成17年度から平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げました。

### 新しい少子化対策について

平成17年には、初めて総人口が減少に転じ、出生者数は106万人、合計特殊出生率は1.26と、いずれも過去最低を記録しました。こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化及び転換を図るため、平成18年6月、「新しい少子化対策について」が決定されました。「新しい少子化対策について」では、「家族の日」・「家族の週間」の制定などによる家族・地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進とともに、親が働いているかいないかにかかわらず、全ての子育て家庭を支援するという視点を踏まえつつ、子どもの成長に応じて子育て支援のニーズが変化することに着目して、妊娠・出産から高校・大学生期に至るまでの年齢進行ごとの子育て支援策を掲げました。

## 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

平成18年12月に出された将来推計人口において、少子高齢化についての一層厳しい見通しが示されたことなどを踏まえ、平成19年12月、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」が取りまとめられました。この重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとされました。

働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現については、平成19年12月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定されました。

また、重点戦略を踏まえ、平成20年2月に、希望する全ての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、保育所等の待機児童解消を始めとする保育施策を質・量共に充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」が取りまとめられました。

## 子ども・子育てビジョン

平成20年12月に決定した「新しい少子化社会対策大綱の案の作成方針について」を受け、平成21年6月、「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」による提言（“みんなの”少子化対策）が取りまとめられました。その後、同年10月には「子ども・子育てビジョン（仮称）検討ワーキングチーム」を立ち上げて検討を進め、平成22年1月、今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンとして、少子化社会対策基本法に基づく大綱（子ども・子育てビジョン）が策定されました。子ども・子育てビジョンでは、子ども・子育て支援施策を行っていく際の3つの大切な姿勢として、「1 生命（いのち）と育ちを大切にする」、「2 困っている声に応える」、「3 生活（くらし）を支える」を示し、この3つの大切な姿勢を踏まえ、「目指すべき社会への政策4本柱」と「12の主要施策」に従って、具体的な取組を進めることとしました。

### 子ども・子育て関連3法と子ども・子育て支援新制度

平成24年8月、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立し、これら「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が、社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引上げによる財源の一部を得て実施されることとなりました（「子ども・子育て支援新制度」の内容については「【特集】子ども・子育て支援新制度の概要」（6～9ページ）を参照）。

### 待機児童解消加速化プラン

都市部を中心に深刻な問題となっている待機児童の解消を図るため、これまで「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」を推進してきましたが、さらに、待機児童解消のための取組を加速化させるため、平成25年4月、新たに「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成27年度を予定している子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体に対してはその取組を全面的に支援することとしました。この加速化プランでは、平成25年度から保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までの間に、潜在的な保育ニーズも含め、約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指すこととしています。

## 【特集】子ども・子育て支援新制度の概要

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度のことをいいます。

全ての子どもの健やかな育ちを、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ保障しようとするもので、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供、保育所待機児童の解消に向けた保育の量的拡大、地域における子ども・子育て支援の充実を図ることを主な目的として創設された制度で、平成27年度からスタートします。

### 新制度の主なポイント

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

認定こども園制度の改善

地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援事業、地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

基礎自治体である市町村が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・国・都道府県は、実施主体の市町村を重層的に支援

社会全体による費用負担

- ・消費税の引上げによる国及び地方の恒久財源の確保を前提

政府の推進体制

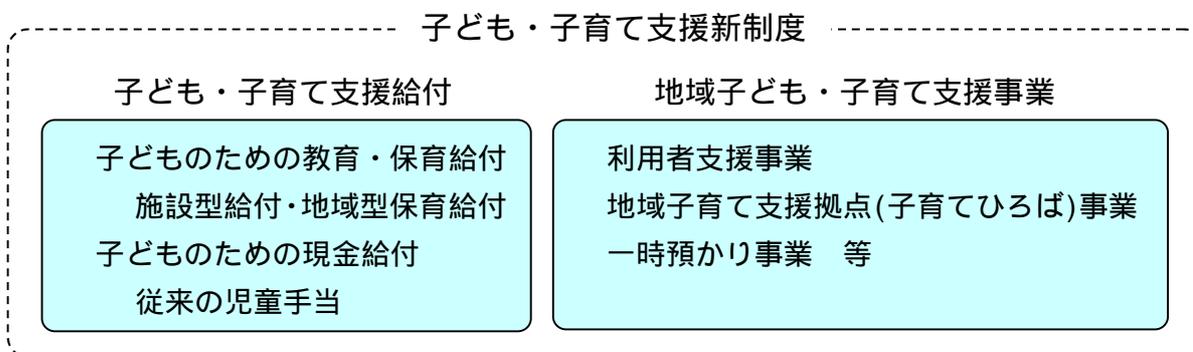
- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

子ども・子育て会議の設置

- ・国に、有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援施策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

### 新制度における給付・事業の全体像

新制度における給付・事業は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。



### 子どものための教育・保育給付

子どものための教育・保育給付（以下「教育・保育給付」といいます。）には、「施設型給付」と「地域型保育給付」があり、就学前の子どもが対象の教育・保育施設や保育事業の利用に係る費用が、公的な給付と利用者の負担（応能負担）により賄われます。なお、給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

### 〔給付の対象となる施設・事業〕

#### 施設型給付

施設型給付の対象となる施設は、幼稚園、保育所及び認定こども園で、かつ、給付の対象施設として市町村の「確認」を受けた施設です。こうした施設のことを、「特定教育・保育施設」といいます。

なお、幼稚園については設置者の判断により、新制度における「特定教育・保育施設」として運営するか、又は従来制度の下で運営するかを選択できる仕組みとなっています。

#### 地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業で、かつ、給付の対象事業としての市町村の「確認」を受けた事業です。こうした事業のことを、「特定地域型保育事業」といいます。

新制度では定員が19人以下の保育事業などについても、新たに市町村の認可事業と位置付けて地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

## 支給認定

教育・保育給付の対象となる施設等の利用に当たり保護者は、給付を受ける資格のあること及び子どもの年齢や保育の必要性の有無による区分に該当することについての認定（以下「支給認定」といいます。）を市町村から受ける必要があります。

支給認定は、子どもの年齢や保育の必要性の有無に応じて、「1号」から「3号」までの3つに区分されます。

### 3つの認定区分

#### 1号認定

教育標準時間認定

子どもが満3歳以上  
教育を希望  
利用先：幼稚園、認定こども園

#### 2号認定

（保育の必要量）  
保育標準時間認定  
保育短時間認定

子どもが満3歳以上  
「保育の必要な事由」に該当し、保育所等  
での保育を希望  
利用先：保育所、認定こども園

#### 3号認定

（保育の必要量）  
保育標準時間認定  
保育短時間認定

子どもが満3歳未満  
「保育の必要な事由」に該当し、保育所等  
での保育を希望  
利用先：保育所、認定こども園、地域型保育

2号・3号認定は、保育の必要量に応じて保育標準時間・短時間に区分

## 地域子ども・子育て支援事業

新制度では、保育の必要性の有無にかかわらず全ての家庭を対象に、地域のニーズに応じた子育て支援を充実するため、13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置付けて市町村への財政支援を強化し、その拡充を図ることとしています。

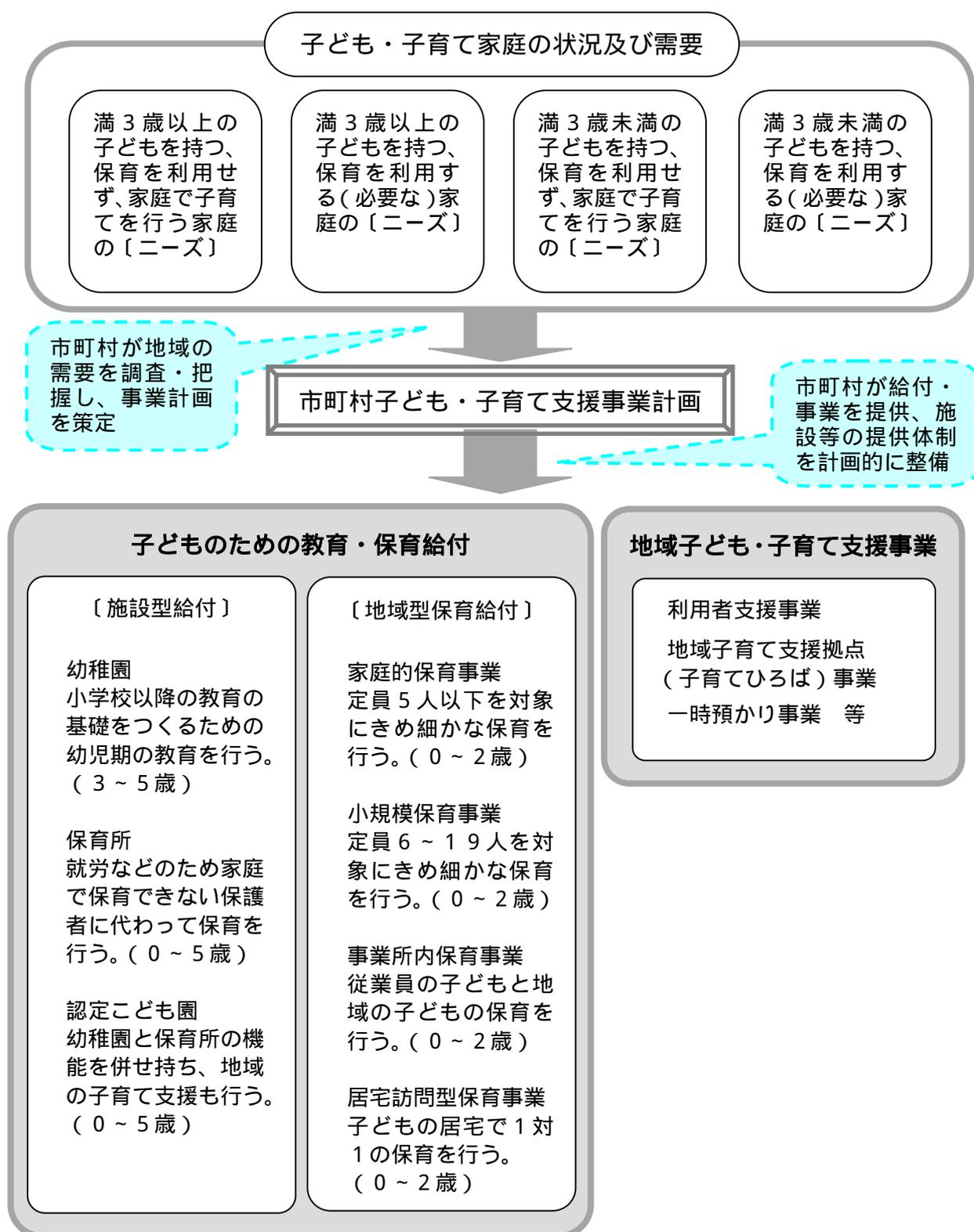
### 13の地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業  
地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業  
妊婦健康診査  
乳児家庭全戸訪問事業  
養育支援訪問事業及び子どもを守る地域  
ネットワーク機能強化事業（その他要保護児  
童等の支援に資する事業）  
子育て短期支援事業

ファミリー・サポート・センター事業  
一時預かり事業  
時間外（延長）保育事業  
病児保育事業  
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）  
実費徴収に係る補足給付を行う事業  
多様な主体が新制度に参入することを  
促進するための事業

### 新制度における市町村の責務・役割

市町村は制度の実施主体として、質の確保された給付・事業を提供するとともに、地域の実情に応じて幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を整備することが市の責務・役割として求められています。



### ( 3 ) 府中市の少子化対策の動向

#### 府中市子育て支援推進計画(平成10年度～平成14年度)

府中市では、平成6年に国が策定した「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)や平成9年度に東京都が策定した「子どもが輝くまち東京プラン」を受けて、子どもの成長と子育てへの支援に関する施策を総合的に推進するため、平成10年度から平成14年度までを計画期間とする「府中市子育て支援推進計画-ひとみ輝け!府中子どもプラン-」を策定しました。

#### 府中市福祉計画(子育て支援分野)(平成15年度～平成20年度)

平成11年に国が策定した「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)を受けて、平成15年度から平成20年度までを計画期間とした「府中市福祉計画(子育て支援分野)」を策定しました。

#### 府中市次世代育成支援行動計画(平成17年度～平成26年度)

平成17年3月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画として、次世代育成支援対策の10年間の集中的・計画的な取組を進めるため、「府中市福祉計画」における子育て支援計画を発展的に引き継ぐかたちで、平成17年度から平成21年度を前期、平成22年度から平成26年度までを後期とした「府中市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

計画策定以降は、市民、学識経験者、関係機関、子育てに関わる団体等から選出した委員により構成された府中市次世代育成支援行動計画推進協議会において、計画の進捗状況や事業実施状況などについての点検・評価を行ってきました。

## 2 計画の目的・位置付け

### (1) 計画の目的

本計画は、少子化の進行や子育て家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる適切な環境が確保されるよう、子どもとその保護者に必要な本市の子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に行うことを目的として策定するものです。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、「第6次府中市総合計画」を上位計画とした子ども・子育て支援施策に関する行政分野計画として策定します。

また、本計画は、「府中市福祉計画」における子育て支援計画を発展的に引き継ぐ「府中市次世代育成支援行動計画」が平成26年度をもって計画期間を終了することから、その主旨を内包した子ども・子育て支援に関する計画として策定します。

### (3) 関連の計画との関係

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援施策に関連する、本市の健康・福祉分野を始めとした様々な関連計画との連携・整合を図るとともに、今後策定される関連計画についても、可能な限り整合を図るものとしします。

### (4) 法律上の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」としての位置付けを有した計画として策定します。策定に当たっては、これまで取組を進めてきた「府中市次世代育成支援行動計画」の継承を図りつつ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」や子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、子ども・子育て支援に関連する様々な施策の再体系化を行っています。

なお、本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画（次世代育成支援対策に関する計画）」及び「児童福祉法」に基づく「市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「自立促進計画」を含むものとしします。

### 3 計画の基本的考え方

#### (1) 基本理念・基本目標

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の社会の担い手を育成するための重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

こうした大切な存在である子ども自身の最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの健やかな育ちが等しく保障されるよう、子ども・子育て支援施策を推進していくものとし、本計画の基本理念及び基本目標を次のとおり定めます。

#### 【基本理念】

次代を担う子ども一人ひとりを  
生まれる前から大切にし、  
子どもの立場・視点を最大限尊重します。

#### 【基本目標】

ひとみ輝け！府中の子どもたち  
心豊かな子どもがいきいきと育つまち

## (2) 施策推進の「3つの視点」

基本理念・基本目標を踏まえ、本計画の推進に当たり、特に重要な視点として、次の「3つの視点」をもって施策の展開を図ります。

### 1 子どもの幸せを第一に考える視点

子どもに関わる種々の権利が擁護されるように施策を推進していくため、各子ども・子育て支援施策による影響は子ども自身が最も大きく受けることに十分に留意し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮していきます。また、子どもは次代の親となるという認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めていきます。

### 2 全ての子育て家庭を支援する視点

子ども・子育て支援に当たっては、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題も踏まえ、広く全ての子育て家庭を支援するという視点により、安心して子育てができるよう施策を推進していきます。また、要支援・要保護児童への対応など、特に配慮を必要とする子どもや家庭への支援という観点も十分に踏まえ、それぞれの子どもや家庭が抱える背景の多様化等の状況に応じたきめ細かな取組を進めていきます。

### 3 地域や社会全体で子ども・子育てを見守り、育み、支える視点

子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にあるという基本的認識を前提としつつ、子どもの健やかな成長のため、また、保護者が安心して喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの健やかな育ちと子育てを、行政を始め地域や社会全体で見守り、育み、支えていくことが重要であるとの認識の下、様々な担い手が参画、協働して子ども・子育てを支援する取組を進めていきます。

### (3) 施策目標

基本理念・基本目標及び「3つの視点」に基づき、次の7つの施策目標を設定し、子ども・子育て支援施策を推進します。

#### 1 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備

地域で安心して出産し、子育てに臨めるよう、子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実を図るとともに、地域における子育て支援拠点の整備を進めるなど、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりを行います。

#### 2 質の高い幼児期の教育・保育の提供

小学校就学前の子どもに対して、それぞれの家庭が希望する教育・保育を提供できる体制を整えます。

また、延長保育時間の拡大や一時預かり事業の拡充など、生活様式の変化に伴う多様な保育ニーズに対応した取組を進めます。

#### 3 母と子どもの健康支援

妊娠期から出産、乳幼児期を通じ、母と子どもの健康が確保されるよう、各種健康診査や予防接種、家庭訪問などを実施するとともに、様々な機会を捉えて適切な情報提供や指導を行います。

#### 4 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への各種支援施策に関する情報提供・相談体制の充実を図り、就業・自立に向けた総合的な支援の取組を進めます。

## 5 配慮が必要な子どもと家庭への支援

児童虐待の未然防止・早期発見の取組を進めるとともに、被虐待児童やその家族への支援を行います。また、子どもの障害等についての早期把握と、それぞれの状況に応じた適切な支援につなげる取組を進めます。

## 6 青少年の健全育成

次代を担う子どもたちの健全な育成を図るため、小学生の放課後の安全・安心な居場所づくりを推進するとともに、家庭、地域、学校警察等との連携・協働による青少年の健全育成に資する取組や、社会生活に困難を抱える青少年の自立支援に向けた取組を進めます。

## 7 子育て家庭の経済的負担の軽減

安心して子育てができる環境づくりを進めるため、児童手当の支給や子どもの医療費の助成を行い、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

#### (4) 新制度において目指す方向性

子ども・子育て支援新制度の趣旨とその実施主体である本市の実情を踏まえ、新制度の施行を通して本市が目指す方向性として次の3点を掲げ、各施策目標の横断的取組のなかで着実な制度運営を図ります。

##### 1 質の高い教育・保育の総合的な提供を目指す

小学校就学前の子どもに対して、質の高い幼児期の学校教育と保育を一体的に提供できる体制づくりを推進します。また、その一環として、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及を目指します。

##### 2 全ての子どもに、それぞれの家庭が希望する教育・保育を提供する

小学校就学前の子どもに対して、それぞれの家庭が希望する教育・保育を提供できる体制を整えます。特に、保育需要が高まるなかで保育所待機児童が解消していない現状に鑑み、その解消に向けた取組を促進します。

##### 3 地域における子育て支援の充実を図る

在宅で子育てをする家庭やひとり親家庭等を含めた全ての子育て家庭への支援を行う観点から、地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実を図ります。

### 教育・保育等の提供体制の整備における課題…

保育所待機児童が未だ解消していません。また、待機児童の解消に当たり将来の少子化も見据えた対応が必要となっています。

市民の生活様式や働き方の変化などに対応した多様な保育ニーズへの対応が求められています。

就学前児童の保護者を対象とした市民意向調査では、約半数の保護者が3～5歳児への学校教育と保育の双方の提供を希望していますが、平成26年度現在、市内に認定こども園はありません。

核家族化や地域のつながりの希薄化の進展に伴う子育ての負担、不安及び孤立感の高まりに対応するため、更なる子ども・子育て支援の充実が求められています。

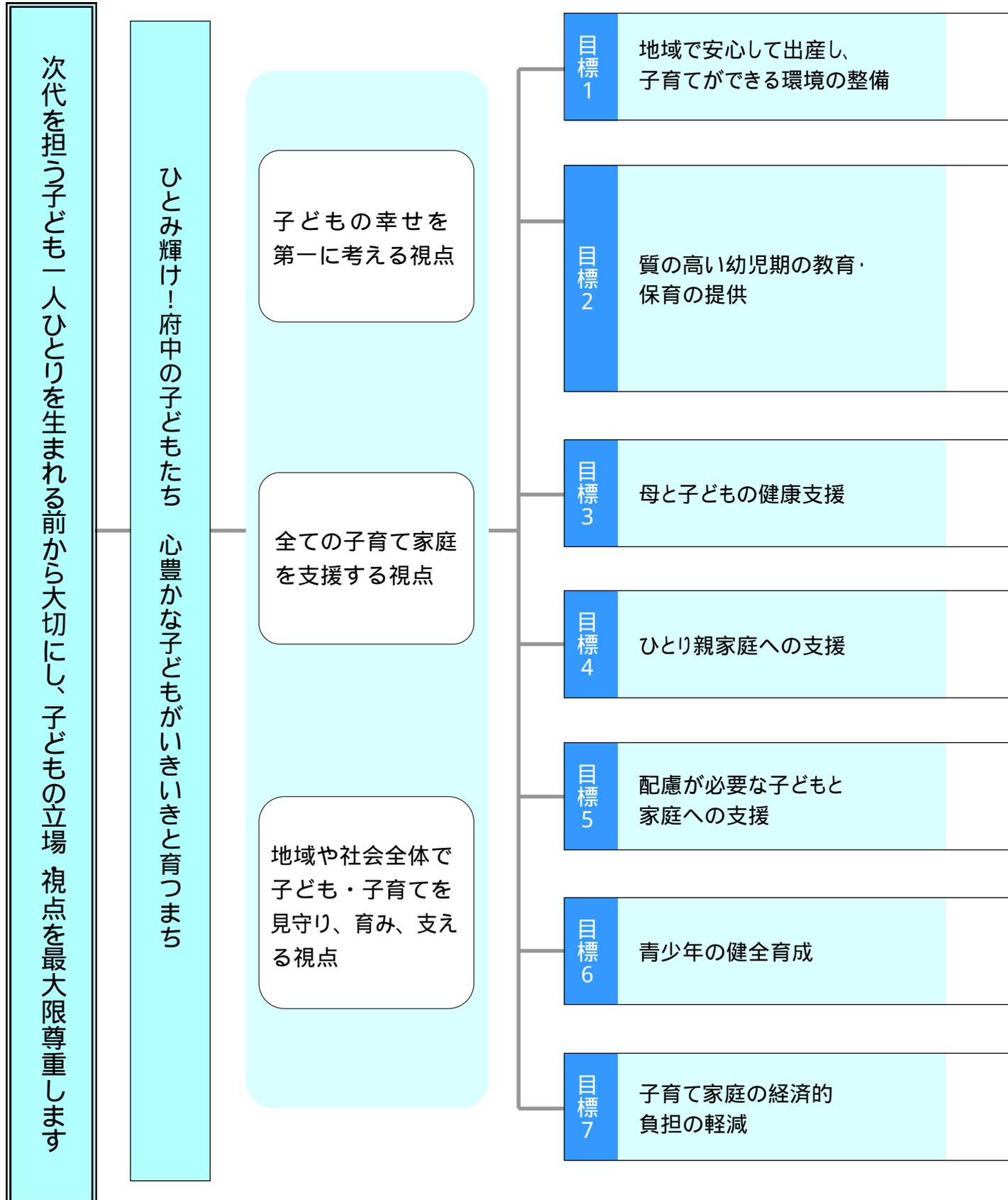
## (5) 計画の体系

基本理念

基本目標

3つの視点

施策目標



主な施策	新制度における方向性	新制度関連事業
施策1 情報提供・相談体制の充実 施策2 地域における子育て支援		利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業
施策3 質の高い幼児期の教育・保育の提供 施策4 保育所待機児童の解消 施策5 多様な保育ニーズへの対応	<p style="text-align: center;">1</p> 質の高い教育・保育の総合的な提供を目指す	教育・保育の提供 延長保育事業 子育て短期支援事業 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業 実費徴収に係る補足給付を行う事業 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業
施策6 母子保健の充実	<p style="text-align: center;">2</p> 全ての子どもに、それぞれの家庭が希望する教育・保育を提供する	妊婦健康診査 乳児家庭全戸訪問事業
施策7 ひとり親家庭の自立や就業への支援 施策8 ひとり親家庭の経済的負担の軽減		
施策9 児童虐待防止対策の推進 施策10 障害児施策との連携	<p style="text-align: center;">3</p> 地域における子育て支援の充実を図る	養育支援訪問事業その他要保護児童等の支援に資する事業
施策11 小学生の放課後の居場所づくり 施策12 青少年健全育成活動の推進		放課後児童健全育成事業
施策13 児童手当の支給 施策14 子ども医療費の助成		児童手当

子ども・子育て支援新制度

## 4 計画期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間とします。



## 5 推計人口

本計画期間における推計人口は、「第6次府中市総合計画」の推計人口に基づき、次のとおり推計しました。

なお、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量は、市民意向調査の結果及び推計人口に基づき算出しました。

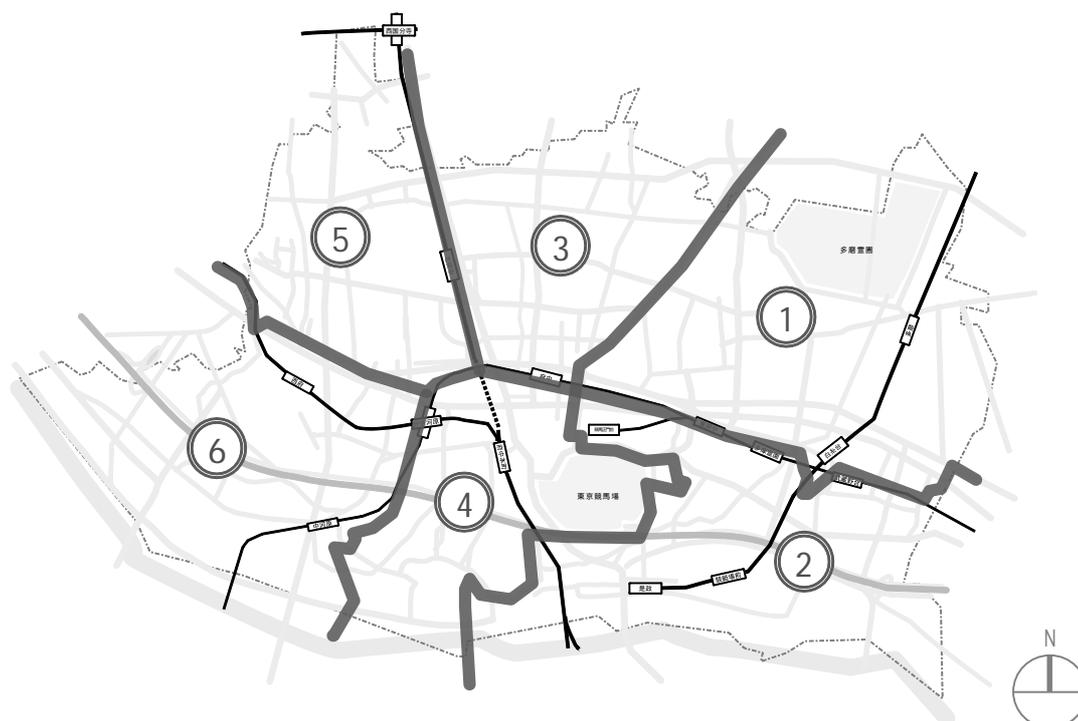
単位：人

区分	実績値	計画期間の推計人口				
	平成25年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	252,004	255,593	256,273	256,953	257,632	258,312
子どもの人口 (0～17歳)	41,505	41,143	40,765	40,400	40,160	39,926
就学前児童 (0～5歳)	14,005	13,016	12,743	12,477	12,296	12,116
小学生 (6～11歳)	13,806	14,014	13,793	13,575	13,423	13,272
中学生・高校生世代 (12～17歳)	13,694	14,113	14,229	14,348	14,441	14,538

平成25年の実績値は4月1日現在の住民基本台帳人口(外国人含む)。推計人口は、「第6次府中市総合計画」の推計人口(各年4月1日)に基づき、子どもの人口について表の年齢区分ごとに推計したものの。

## 6 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、地域の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じた区域設定を定めるものとしています。本市の区域設定に当たっては、福祉関連の各種計画を包括する「府中市福祉計画」に定める、また「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」の基礎的エリアである「6つの福祉エリア」を、本計画においても「6つの教育・保育提供区域」として位置付けます。



- 第1区域：多磨町、朝日町、紅葉丘、白糸台（1～3丁目）、若松町、浅間町、緑町
- 第2区域：白糸台（4～6丁目）、押立町、小柳町、八幡町、清水が丘、是政
- 第3区域：天神町、幸町、府中町、寿町、晴見町、栄町、新町
- 第4区域：宮町、日吉町、矢崎町、南町、本町、片町、宮西町
- 第5区域：日鋼町、武蔵台、北山町、西原町、美好町（1～2丁目）、  
本宿町（3～4丁目）、西府町（3～4丁目）、東芝町
- 第6区域：美好町（3丁目）、分梅町、住吉町、四谷、日新町、本宿町（1～2丁目）、  
西府町（1～2・5丁目）

## 7 計画策定体制

### (1) 府中市子ども・子育て審議会

平成25年7月、子ども・子育て支援法に基づく市町村の「審議会その他の合議制の機関」として「府中市子ども・子育て審議会」(以下「審議会」といいます。)が設置され、市長の諮問に基づき、審議会において本計画の検討を行いました(審議会の開催経過については資料編 - 資料2「府中市子ども・子育て審議会開催経過」(90～91ページ)を参照)。

### (2) 市民意向調査

本計画の策定に先立ち、子育てに関する保護者の意識や、幼稚園・保育所等の施設及び各種の子育て支援事業の利用状況と今後の利用意向などを把握することを目的として、市民意向調査を実施しました。就学前児童や小学生の保護者、中学生・高校生世代及びひとり親家庭を対象とし、平成25年10月から11月にかけて郵送配布により行いました。

調査名	対象者	対象抽出方法	有効回収数 (有効回収率)
就学前児童調査	就学前児童の保護者 3,000人	住民基本台帳より 層化無作為抽出	1,917 (63.9%)
小学生調査	小学生の保護者 2,000人		1,358 (67.9%)
中学生・高校生世代調査	中学生 1,000人 高校生世代 500人		821 (54.7%)
ひとり親家庭調査	ひとり親世帯 500人		279 (55.8%)

### (3) パブリックコメント手続

計画(案)に対して、幅広く市民から意見をいただくために、平成26年11月から平成26年12月までパブリックコメント手続を実施しました。

## 第 2 章

---

### 府中市の子育て家庭の現状

# 1 子育て家庭を取り巻く環境

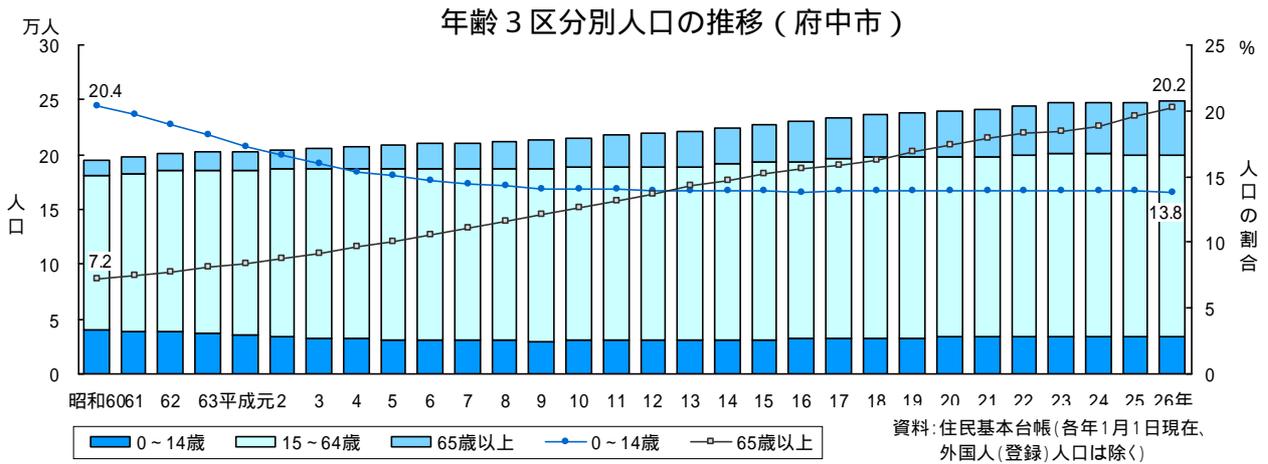
## (1) 少子化の推移

府中市の人口推計は、総人口は増加傾向にありますが、就学前児童（0～5歳児）人口については減少が見込まれます。

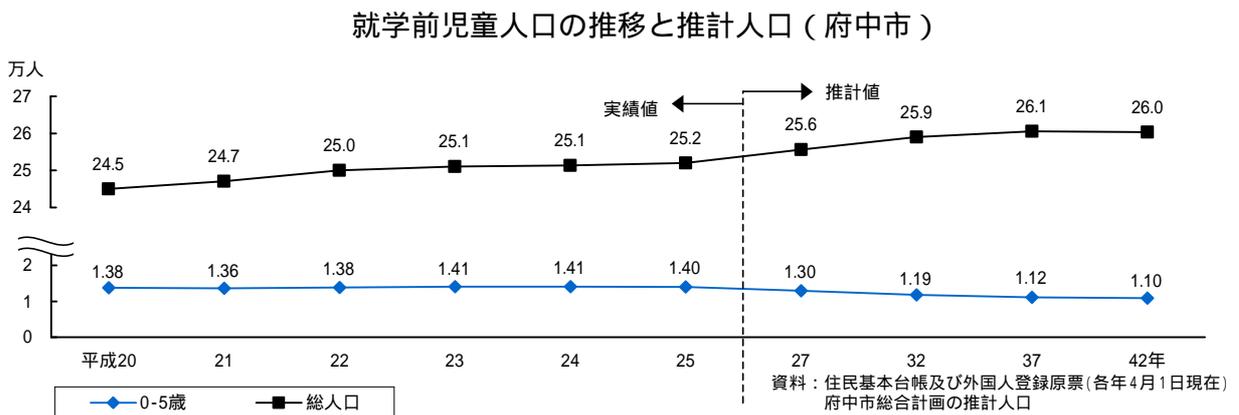
府中市の出生数は横ばいが続いています、合計特殊出生率は微増傾向にあります。

人口は増加傾向にあり、平成26年1月1日現在の住民基本台帳（外国人人口は除く）では、249,178人となっています。

全人口に占める14歳以下の割合は、昭和60年には20.4%でしたが、平成26年には13.8%に低下しています。一方、65歳以上の割合は、昭和60年の7.2%から平成26年には20.2%となっています。昭和60年には14歳以下の割合が65歳以上の割合を大きく上回っていましたが、平成13年に逆転し、以降、65歳以上の割合が14歳以下の割合を上回り、その差は開き続けています。

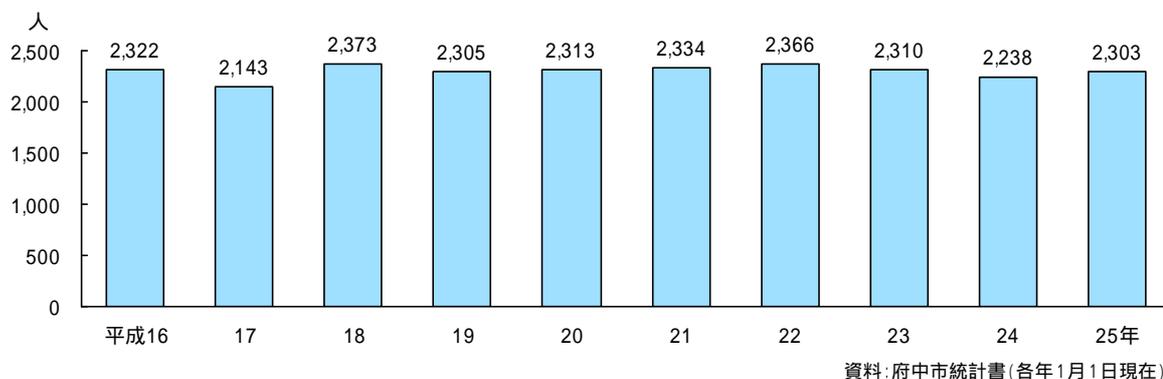


就学前児童人口は平成24年度以降、緩やかな減少傾向にあります。府中市総合計画に基づく平成27年度以降の推計では、総人口は微増している一方で就学前児童人口は減少が見込まれます。



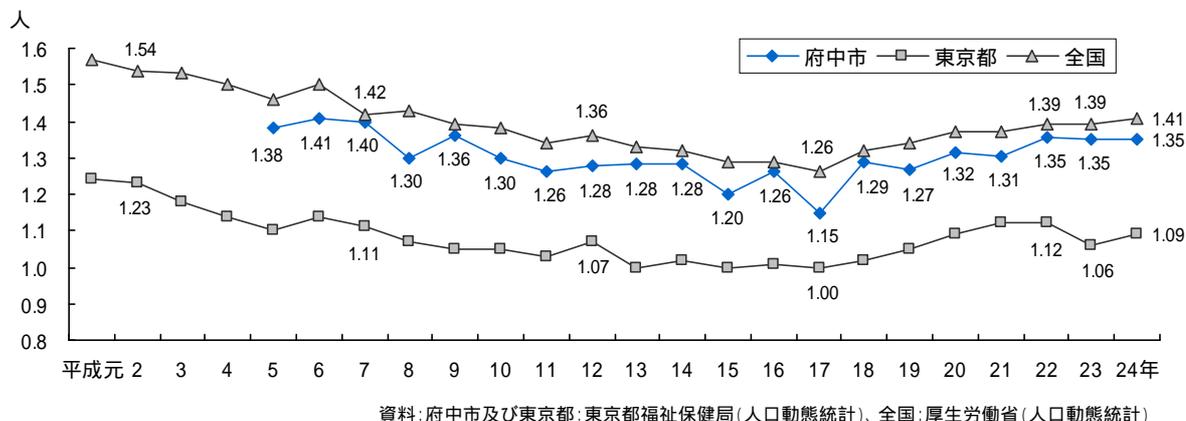
出生数は、この10年においては2,100～2,300人台の横ばいで推移しており、平成25年では2,303人となっています。

出生数の推移（府中市）



合計特殊出生率は、平成5年の1.38以降増減を繰り返しながら減少傾向にありましたが、平成17年以降は増加傾向に転じており、平成24年は1.35となっています。全国の1.41を下回るものの、東京都の1.09を上回っています。

合計特殊出生率の推移（全国、東京都及び府中市）



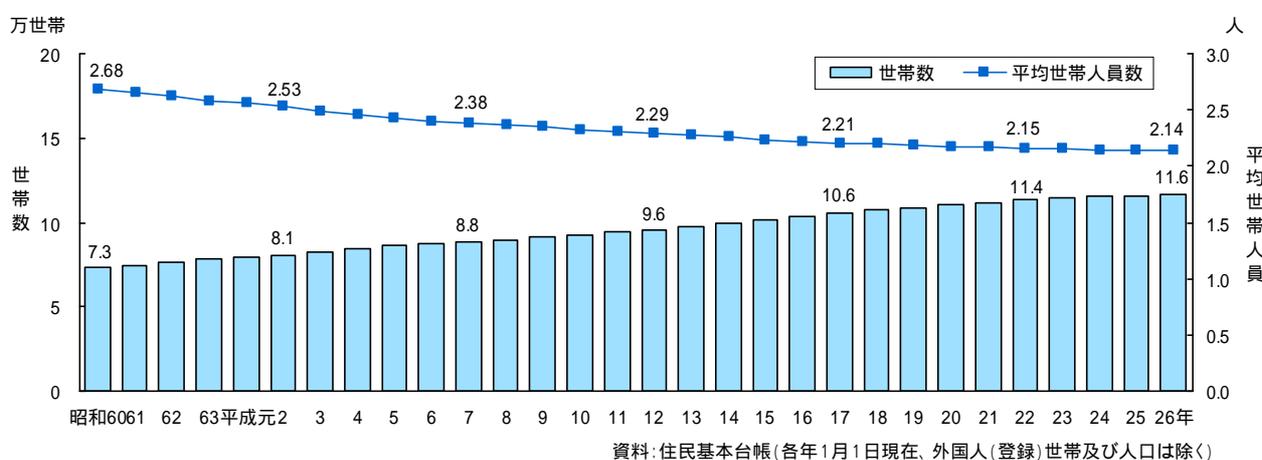
## (2) 世帯人員数と世帯構造

府中市の世帯数は増加傾向にあります。平均世帯人員数は減少傾向にあります。府中市の18歳未満の子どもがいる家庭は、9割以上が核家族世帯となっています。

### ア 世帯数と平均世帯人員数

世帯数は増加傾向にあり、平成26年1月1日現在では116,460世帯となっています。平均世帯人員数は2.14人で、核家族化の進展により減少傾向にあります。

世帯数と平均世帯人員数の推移（府中市）



### イ 世帯構造

18歳未満の子どもがいる世帯の世帯構造は、「両親と子どもと祖父母」といった3世代世帯の割合が減少し、「両親と子ども」及び「ひとり親と子ども」といった核家族世帯の割合が増えています。平成22年では核家族世帯が全体の92.5%を占めています。

18歳未満の子どもがいる世帯の世帯構造（府中市）



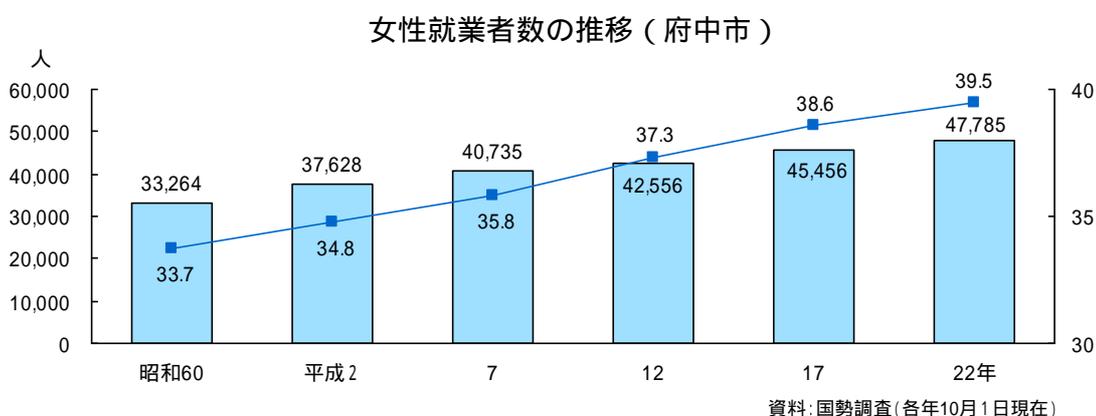
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

### (3) 女性の就労状況

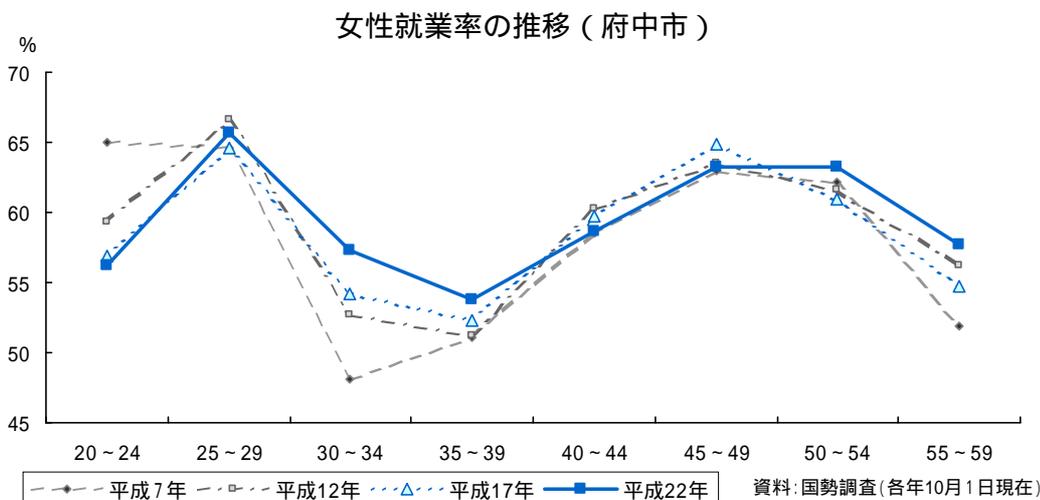
府中市の女性就業者数は年々増加し、就業者全体に占める割合は約4割となっています。

府中市の女性の子育て世代の就業率は高まっていますが、依然として35～39歳を底とした「M字型曲線」を描いています。

女性就業者数は増加傾向にあり、平成22年では47,785人となっています。就業者全体に占める割合は次第に増え続け、平成22年では39.5%となっています。



女性就業率は、30歳代を中心に結婚や出産を機に一度仕事を離れ、その後再び就労する「M字型曲線」を描き推移しています。また、子育て世代である25～29歳、30～34歳、35～39歳及び40～44歳のいずれも、平成22年では平成7年と比較して就業率が高くなっています。



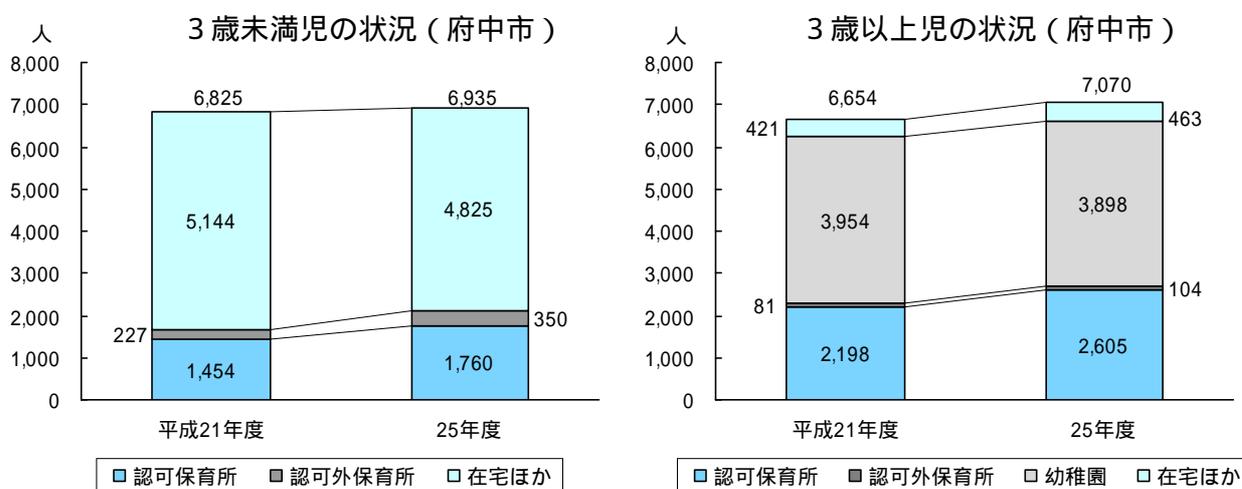
## (4) 就学前児童の状況

府中市の0～2歳児（以下「3歳未満児」といいます。）の約7割は在宅で過ごしています。

府中市の3歳未満児及び3～5歳児（以下「3歳以上児」といいます。）のいずれも認可保育所及び認可外保育所の入所が増えています。

平成25年度の状況を見ると、3歳未満児の約70%は在宅で過ごしています。

また、3歳未満児及び3歳以上児のいずれも、平成21年度から25年度にかけて認可保育所及び認可外保育所に入所している児童が増えています。



### 【参考】施設種別、施設数及び定員数（府中市・平成25年度）

施設種別	概要	設置数	定員
認可保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設。知事の認可を得て（公立の場合は知事へ届け出て）設置、運営。	計41施設	4,378人
認可外保育所		計20か所	556人
	<b>認証保育所</b> 13時間以上の開所や0歳児からの受入れなど、東京都が定める要件を満たし、都知事が認証した保育施設、A型（駅前基本型）とB型（小規模・家庭的保育）がある。	15か所	506人
	<b>保育室</b> 3歳未満児を対象とした小規模・家庭的な保育施設。	2か所	35人
	<b>家庭的保育事業（保育ママ）</b> 家庭的保育者が3歳未満児を居宅等で保育する事業。	3か所	15人
幼稚園	学校教育法に基づく学校。知事の認可を得て（公立の場合は都道府県教育委員会へ届け出て）設置、運営。	計20施設	4,315人

保育所は4月1日現在、幼稚園は5月1日現在。

資料：府中市子ども家庭部保育支援課

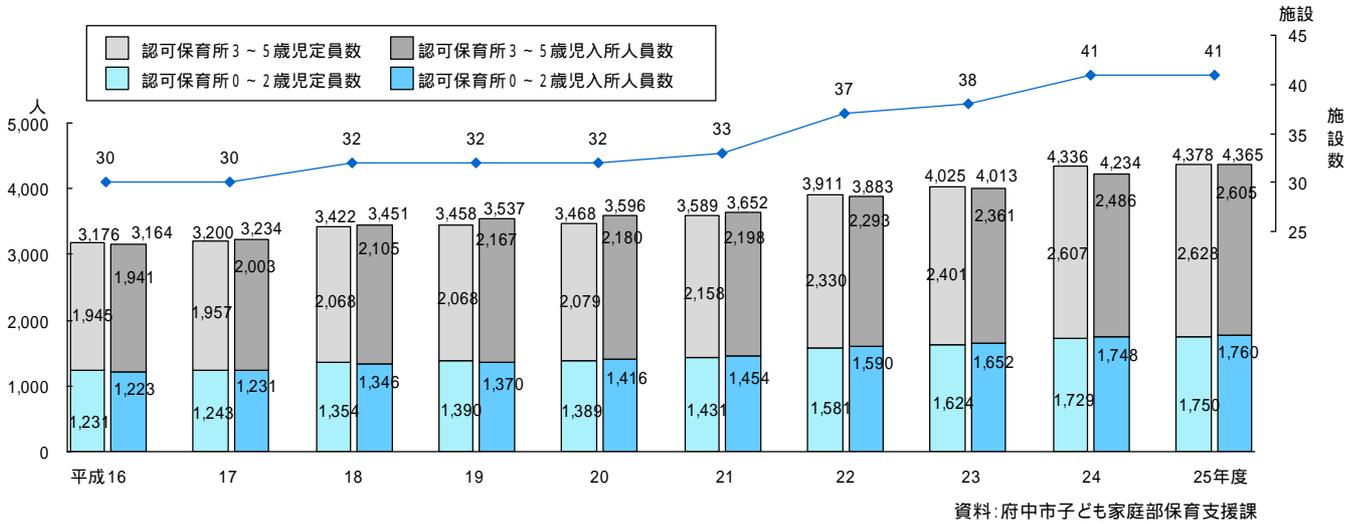
(5) 保育所の状況

府中市の保育所の施設数及び定員数は、認可保育所と認可外保育所共に近年において大幅に増加しています。

一方で、平成25年度の保育所待機児童数は181人で、その解消に至っていません。また、待機児童の90%以上が3歳未満児となっています。

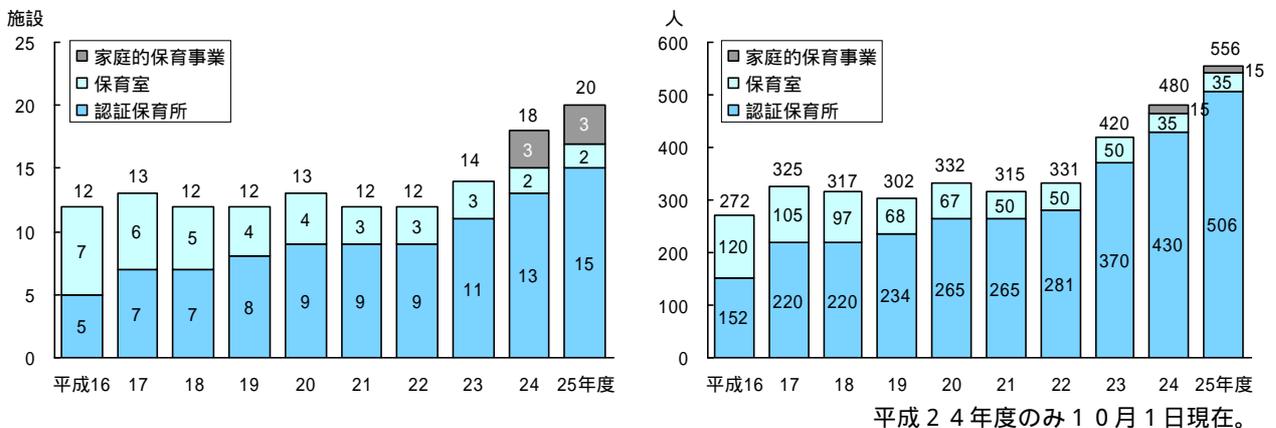
平成16年度以降、認可保育所を11施設開設し、平成25年4月現在の認可保育所数は41施設となっています。定員数では4,378人となり、平成16年度の定員数に比べて約1,200人増加しています。

認可保育所の施設数・定員数の推移（府中市・各年4月1日現在）



認可外保育所については、平成25年4月現在で計20施設、定員数は556人となっています。平成16年度に比べ、施設数は8施設、定員数では284人の増加となっています。

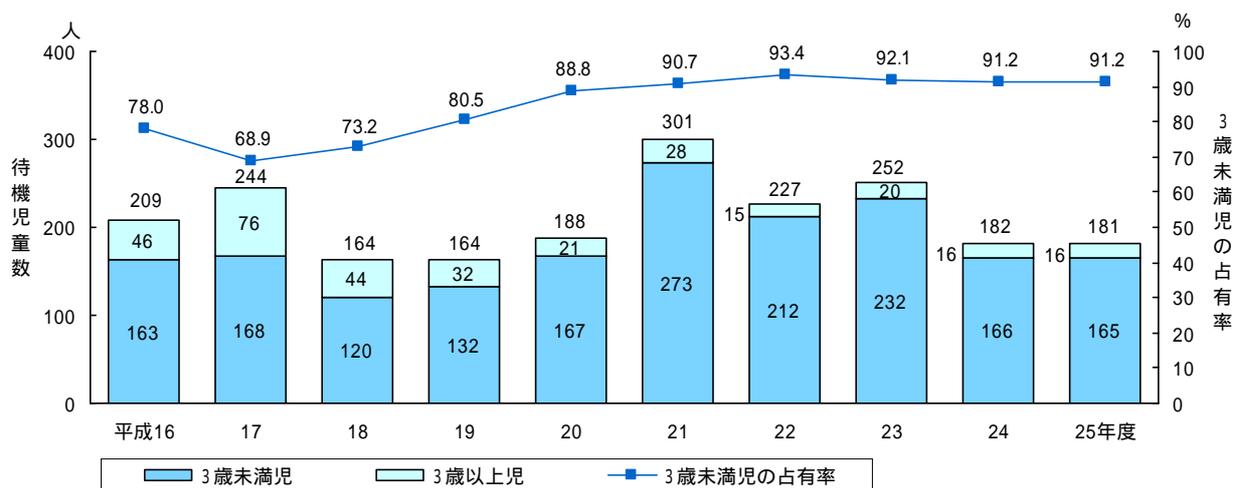
認可外保育所の施設数・定員数の推移（府中市・各年4月1日現在）



保育所等待機児童数は、平成21年度の301人をピークに減少傾向にあります、平成25年度で181人となっており、依然としてその解消には至っていません。

年齢構成別に見ると、平成21年度以降は3歳未満児が待機児童の90%以上を占める割合で推移しています。

保育所等待機児童数の推移（府中市・各年4月1日現在）



単位:人

年齢区分	平成16	17	18	19	20	21	22	23	24	25年度
0歳児	26	34	24	29	50	62	66	78	58	58
1歳児	74	67	69	51	80	108	99	95	67	56
2歳児	63	67	27	52	37	103	47	59	41	51
3歳児	38	42	27	26	18	18	13	17	14	12
4歳児以上	8	34	17	6	3	10	2	3	2	4
総数	209	244	164	164	188	301	227	252	182	181

単位:人、%

年齢区分	平成16	17	18	19	20	21	22	23	24	25年度
3歳未満児	163	168	120	132	167	273	212	232	166	165
3歳以上児	46	76	44	32	21	28	15	20	16	16
3歳未満児の占有率	78.0	68.9	73.2	80.5	88.8	90.7	93.4	92.1	91.2	91.2

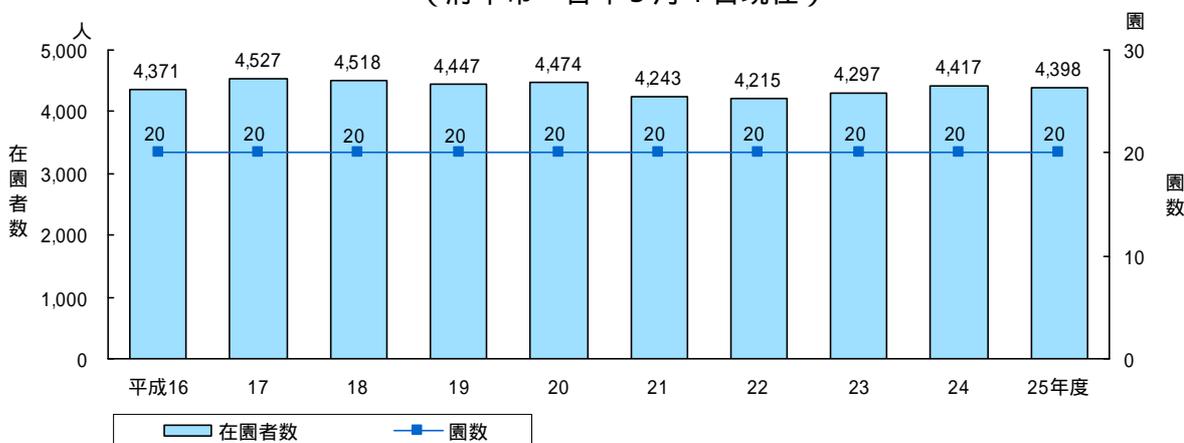
資料:府中市子ども家庭部保育支援課

(6) 幼稚園の状況

府中市には幼稚園が20園あり、うち17園が私立、うち3園が市立となっています。  
近年における在園者数は4千人台とほぼ一定で推移しています。

幼稚園は市内に20園あり、うち17園が私立、うち3園が市立の幼稚園となっています。平成25年度の在園者数(市民以外を含む)は4,398人で、近年においては4千人台とほぼ一定で推移しています。

幼稚園数・在園者数(市民以外を含む)の推移  
(府中市・各年5月1日現在)



単位:人

年齢区分	平成16	17	18	19	20	21	22	23	24	25年度
3歳児	1,231	1,289	1,281	1,270	1,278	1,173	1,331	1,373	1,303	1,355
4歳児	1,564	1,630	1,601	1,581	1,576	1,494	1,387	1,533	1,558	1,482
5歳児	1,576	1,608	1,636	1,596	1,620	1,576	1,497	1,391	1,556	1,561
計	4,371	4,527	4,518	4,447	4,474	4,243	4,215	4,297	4,417	4,398

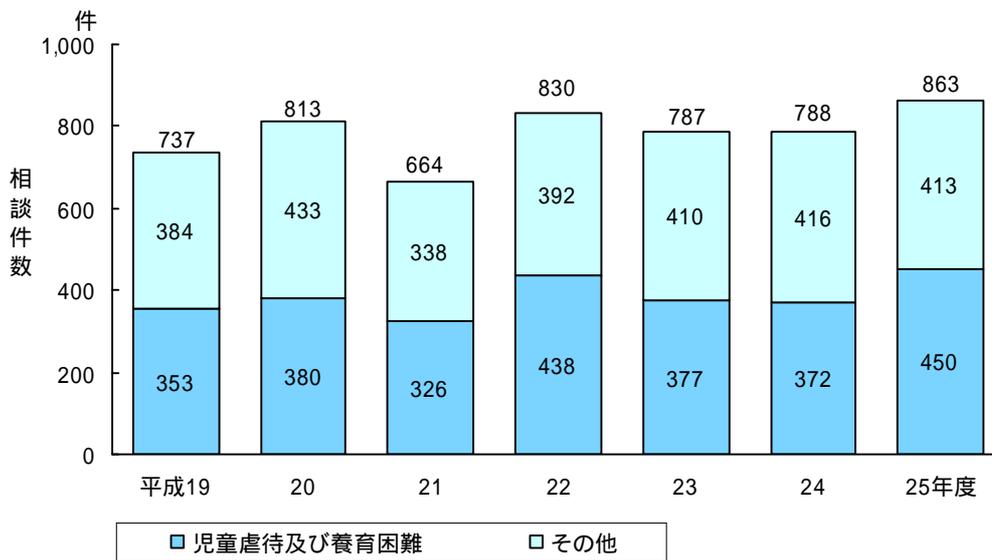
資料:学校基本調査

## (7) 児童虐待等の状況

府中市の子ども家庭支援センターの相談件数のうち、「児童虐待」と「養育困難」を合わせた割合は、相談件数全体の約50%を占める状況で推移しています。  
 全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数は、増加傾向にあります。

府中市の子ども家庭支援センターの相談件数のうち、「児童虐待」と「養育困難」を合わせた割合は約50%を占める状況で推移しています。平成25年度の相談件数は863件と平成19年度以降では最も多く、そのうち「児童虐待」が216件、「養育困難」が234件となっています。

子ども家庭支援センター総合相談件数（府中市）



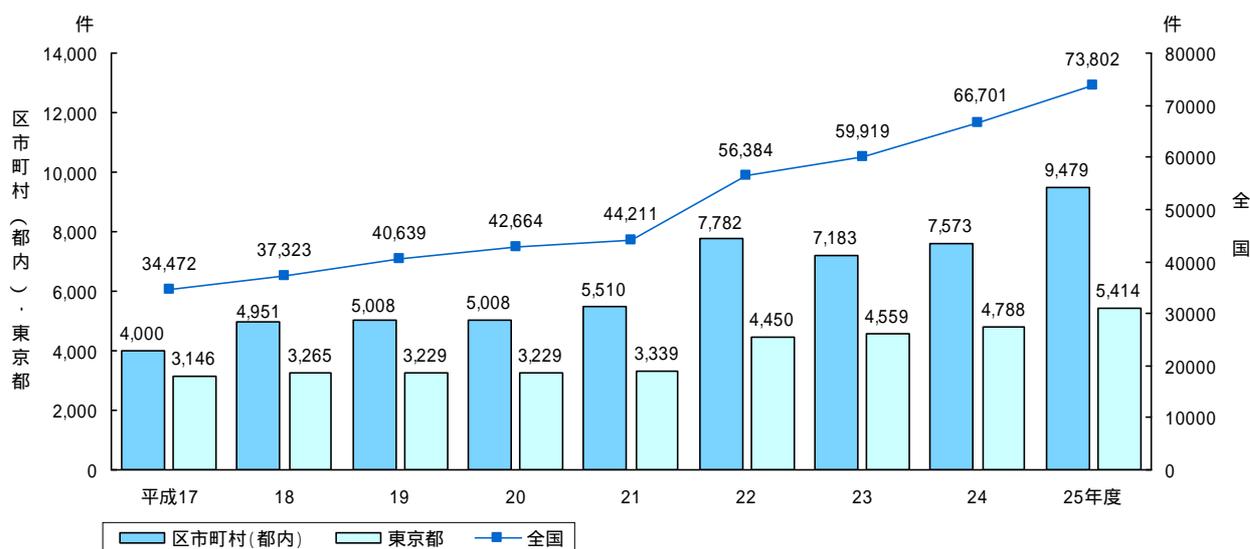
単位：件

内容	平成19	20	21	22	23	24	25年度
児童虐待	180	182	129	224	170	193	216
養育困難	173	198	197	214	207	179	234
育児相談	210	258	193	186	203	211	198
育成	37	33	27	29	40	33	64
不登校	17	20	19	10	18	19	15
障害等	27	28	34	24	27	22	16
保健相談	33	42	34	72	55	67	57
非行等	0	4	1	1	7	2	0
その他	60	48	30	70	60	62	63
計	737	813	664	830	787	788	863

資料：府中市子ども家庭部子育て支援課

全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数は増加傾向にあります。また、東京都の児童相談所及び東京都内区市町村の子ども家庭支援センターにおける状況も、同様の傾向が見られます。

児童虐待相談対応件数（全国、東京都及び区市町村（都内））



単位：件

区分	平成17	18	19	20	21	22	23	24	25年度
区市町村（都内）	4,000	4,951	5,008	5,008	5,510	7,782	7,183	7,573	9,479
東京都	3,146	3,265	3,229	3,229	3,339	4,450	4,559	4,788	5,414
全国	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,802

資料：社会福祉行政業務報告

区市町村（都内）：東京都内区市町村の子ども家庭支援センターにおける児童虐待相談対応件数  
 東京都：東京都の児童相談所における児童虐待相談対応件数  
 全国：全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数

## 2 市民の意向や子育ての現状(市民意向調査の結果より)

前回調査時との比較については、平成20年度に実施した「次世代育成支援に関する市民意向調査」の結果との比較を行ったものです。

### (1) 就学前児童の保護者

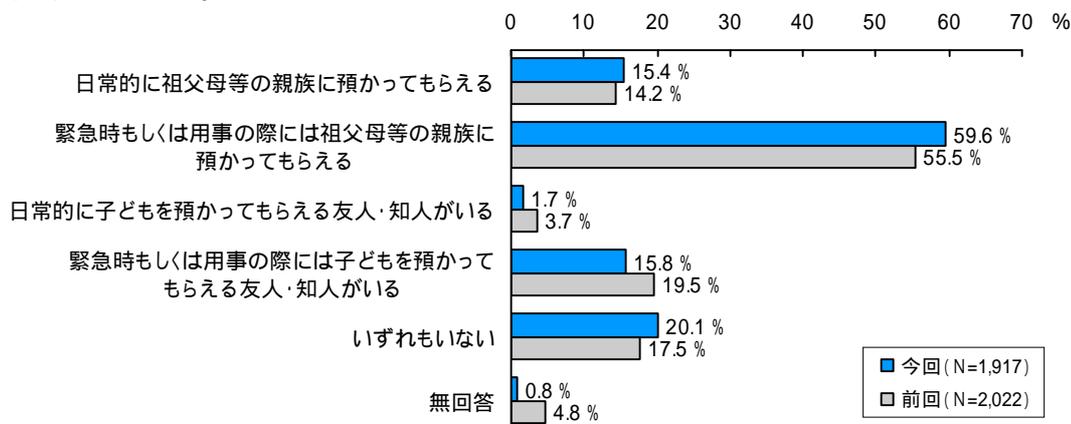
#### ア 周囲の支援の状況や子育ての仲間づくりについて

子育てに関して祖父母等の親族による支援を受けられる家庭は増えています。近年における在園者数は、4千人台とほぼ一定で推移しています。

#### 子どもを預かってもらえる親族・知人について

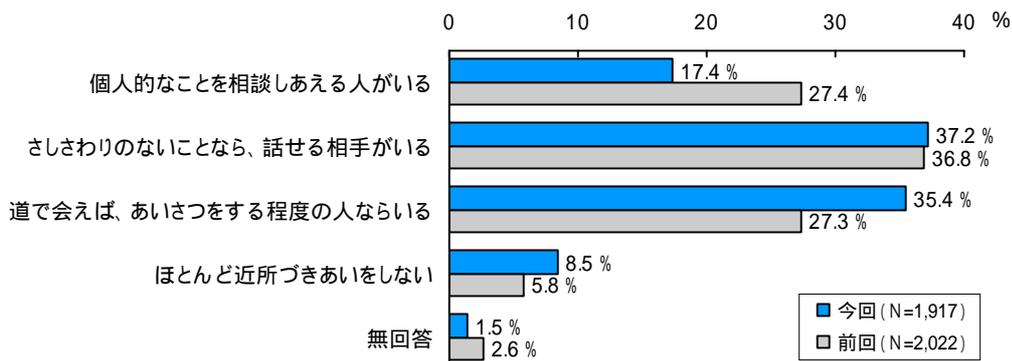
前回調査時と比べ、「祖父母等の親族に預かってもらえる」保護者の割合は高くなる一方で、「子どもを預かってもらえる友人・知人がいる」保護者の割合は低くなっています。また、「いずれもない」保護者の割合は前回調査時よりも高くなっています。

子どもを預けられる友人・知人が少なくなり、親族に頼ることが多くなっている傾向が見られます。



#### 近所付き合いについて

前回調査時と比べ、隣近所に「個人的なことを相談しあえる人がいる」保護者の割合は低くなっており、近所付き合いの仕方は浅くなっていることが分かります。

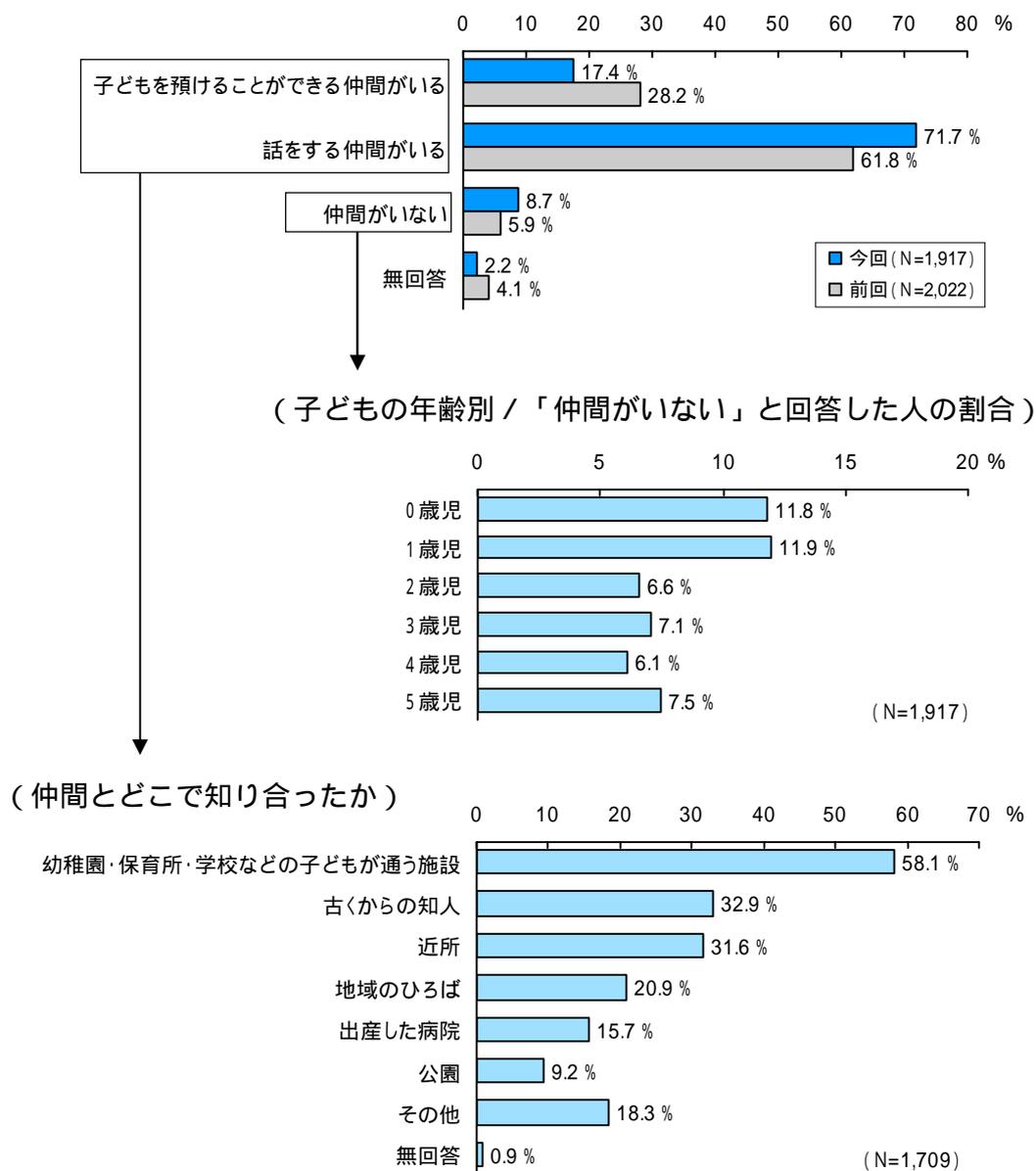


### 子育ての仲間について

前回調査時と比べ、「子どもを預けることができる仲間がいる」保護者の割合が低くなっています。

また、0～1歳児の保護者の1割以上が「仲間がない」と回答しています。

仲間とどこで知り合ったかについては、「幼稚園・保育所・学校などの子どもが通う施設」である割合が高く、子どもが施設に通っていない保護者は、通っている場合に比べて仲間づくりの機会が少ないことが分かります。



## イ 子育てにおいて必要な支援・対策について

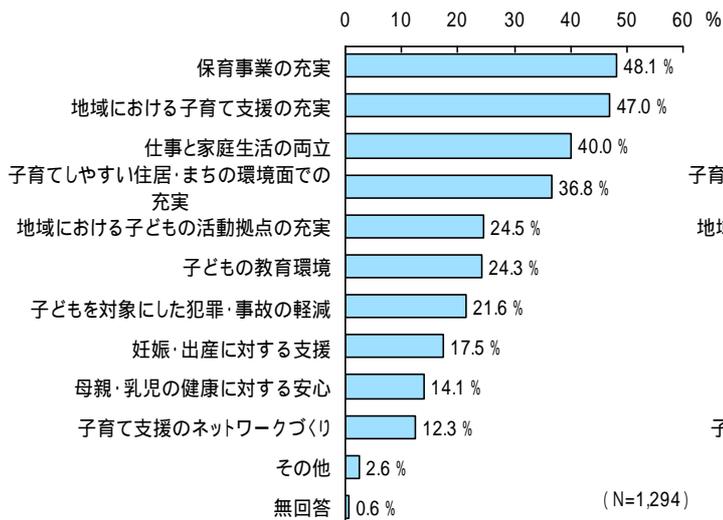
子育てにおいて必要な支援・対策として、4割以上の保護者が「保育事業の充実」「地域における子育て支援の充実」「仕事と家庭生活の両立」が必要であると感じています。

### 子育てにおいて必要な（又は有効な）支援・対策について

子育てにおいてどのような支援・対策が必要かについては、子育てを楽しんでいるか否かにかかわらず、「保育事業の充実」「地域における子育て支援の充実」及び「仕事と家庭生活の両立」が共通して4割を超え上位となっています。

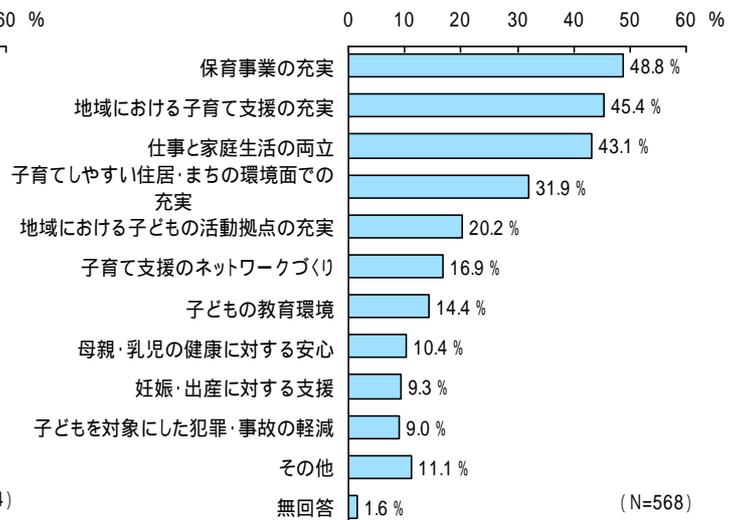
#### （子育てに有効な支援はなにか）

子育てについて「楽しいと感じることのほうが多い」と回答した人への設問



#### （子育てのつらさを解消するために必要なことはなにか）

子育てについて「楽しいと感じることと、つらいと感じることが同じくらい」「つらいと感じることの方が多い」と回答した人への設問



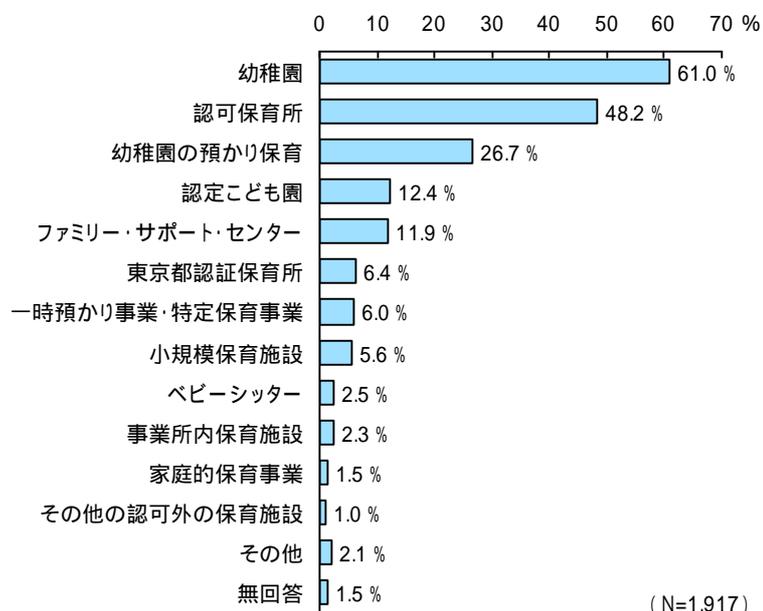
ウ 定期的な教育・保育事業について

定期的な利用を希望する教育・保育事業は、幼稚園と認可保育所が主な事業となっています。

3歳以上児の教育・保育事業の利用に際し、過半数の保護者が学校教育と保育の両方の提供を望んでいます。

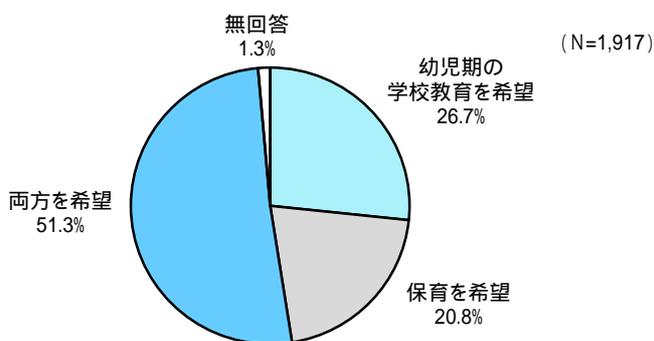
定期的な教育・保育事業の利用希望について

子どもが小学校へ入学するまでの間に利用したい教育・保育事業として、「幼稚園」を希望する割合が最も高く、次いで「認可保育所」となっています。



3歳以上児が教育・保育事業を利用する際に希望する教育・保育の内容

3歳以上児が教育・保育事業を利用する際にどのような内容の教育・保育を希望するかについては、「幼児期の学校教育を希望する」保護者の割合が半数以上を占めています。



## (2) 小学生の保護者

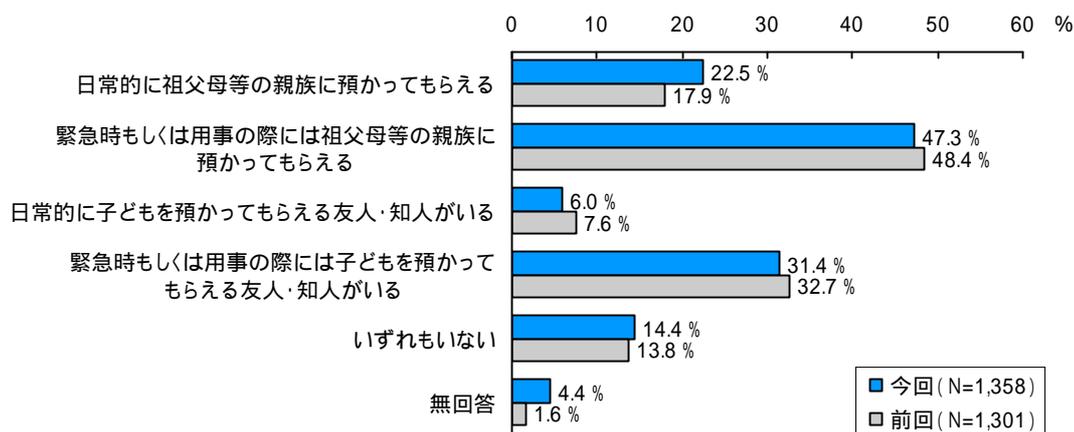
### ア 周囲の支援の状況や子育ての仲間づくりについて

就学前児童の保護者と同様に、子育てに関して祖父母等の親族による支援を受けられる家庭は増えているものの、友人・知人や地域とのつながりが希薄化する傾向にあります。

#### 子どもを預かってもらえる親族・知人について

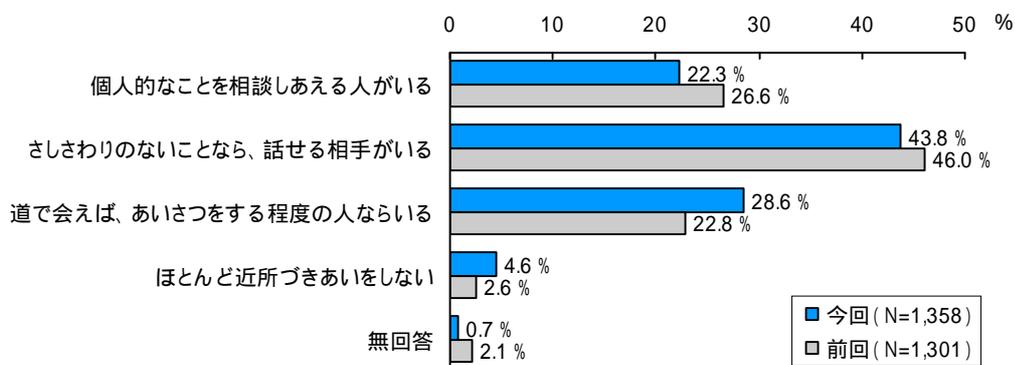
前回調査時と比べ、「祖父母等の親族に預かってもらえる」保護者の割合は高くなる一方で、「子どもを預かってもらえる友人・知人がいる」保護者の割合は低くなっています。また、「いずれもない」保護者の割合は前回調査時よりも高くなっています。

子どもを預けられる友人・知人が少なくなり、親族に頼ることが多くなっている傾向が見られます。



#### 近所付き合いについて

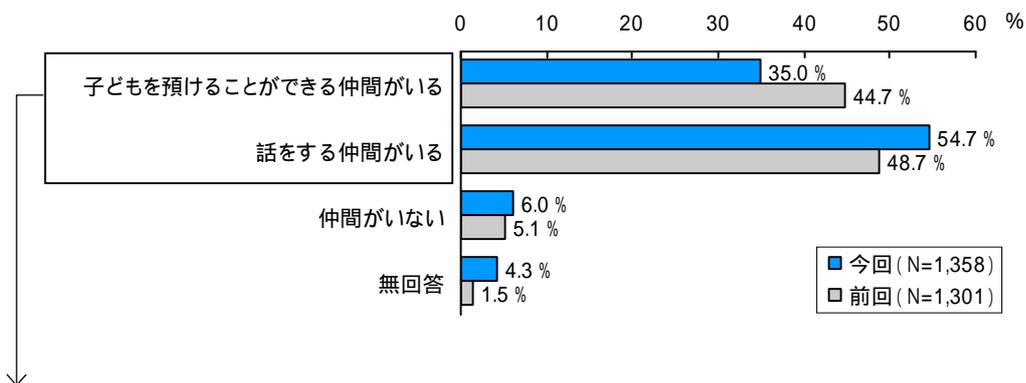
前回調査時と比べ、隣近所に「個人的なことを相談しあえる人がいる」保護者の割合は低くなっており、近所付き合いの仕方は浅くなっていることが分かります。



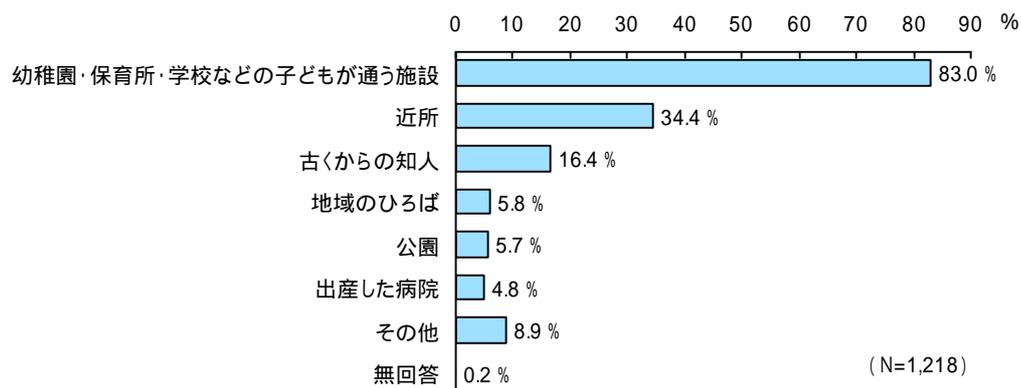
### 子育ての仲間について

前回調査時と比べ、「子どもを預けることができる仲間がいる」保護者の割合が低くなっています。

仲間とどこで知り合ったかについては、「幼稚園・保育所・学校などの子どもが通う施設」である割合が8割を超えています。



(仲間とどこで知り合ったか)



## イ 放課後の子どもの過ごし方の希望について

学童クラブについては、低学年の子どもを持つ保護者の3割が利用を希望しています。

学童クラブと放課後子ども教室については、子どもの成長とともに利用希望が低くなる傾向が見られます。

### 平日の放課後の子どもの過ごし方の希望について

#### <学童クラブ>

低学年の子どもを持つ保護者の利用希望は、「低学年のうちには利用したい」という保護者が3割で、「高学年になっても利用したい」という保護者は低学年の利用希望の約半分となっています。

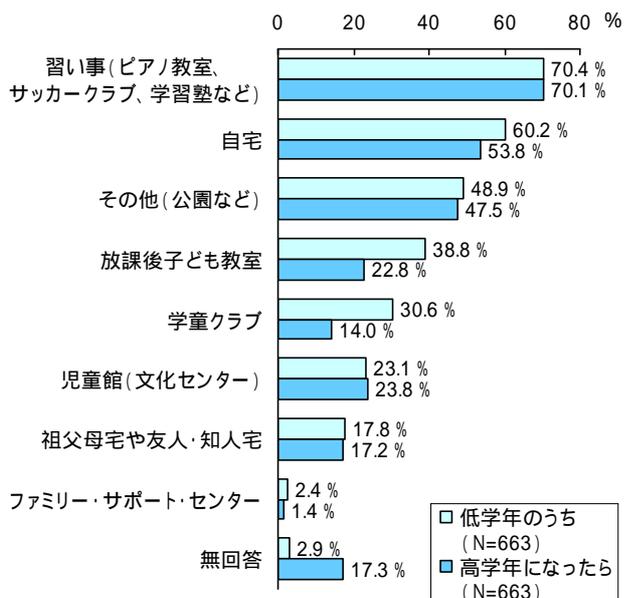
また、現に高学年の子どもを持つ保護者の利用希望は、低学年の希望を更に下回っています。

#### <放課後子ども教室>

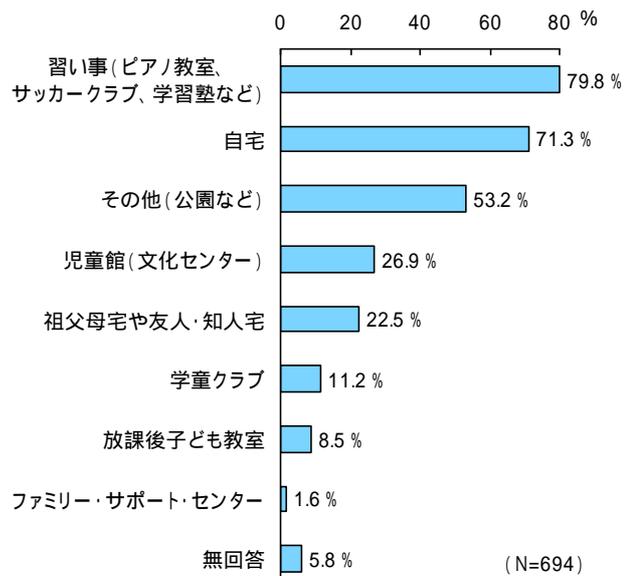
低学年の子どもを持つ保護者の利用希望は、「低学年のうちには利用したい」という保護者が4割弱で、「高学年になっても利用したい」という保護者は2割強となっています。

また、現に高学年の子どもを持つ保護者の利用希望は、低学年の希望を更に下回っています。

(低学年の子どもを持つ保護者)



(高学年の子どもを持つ保護者)



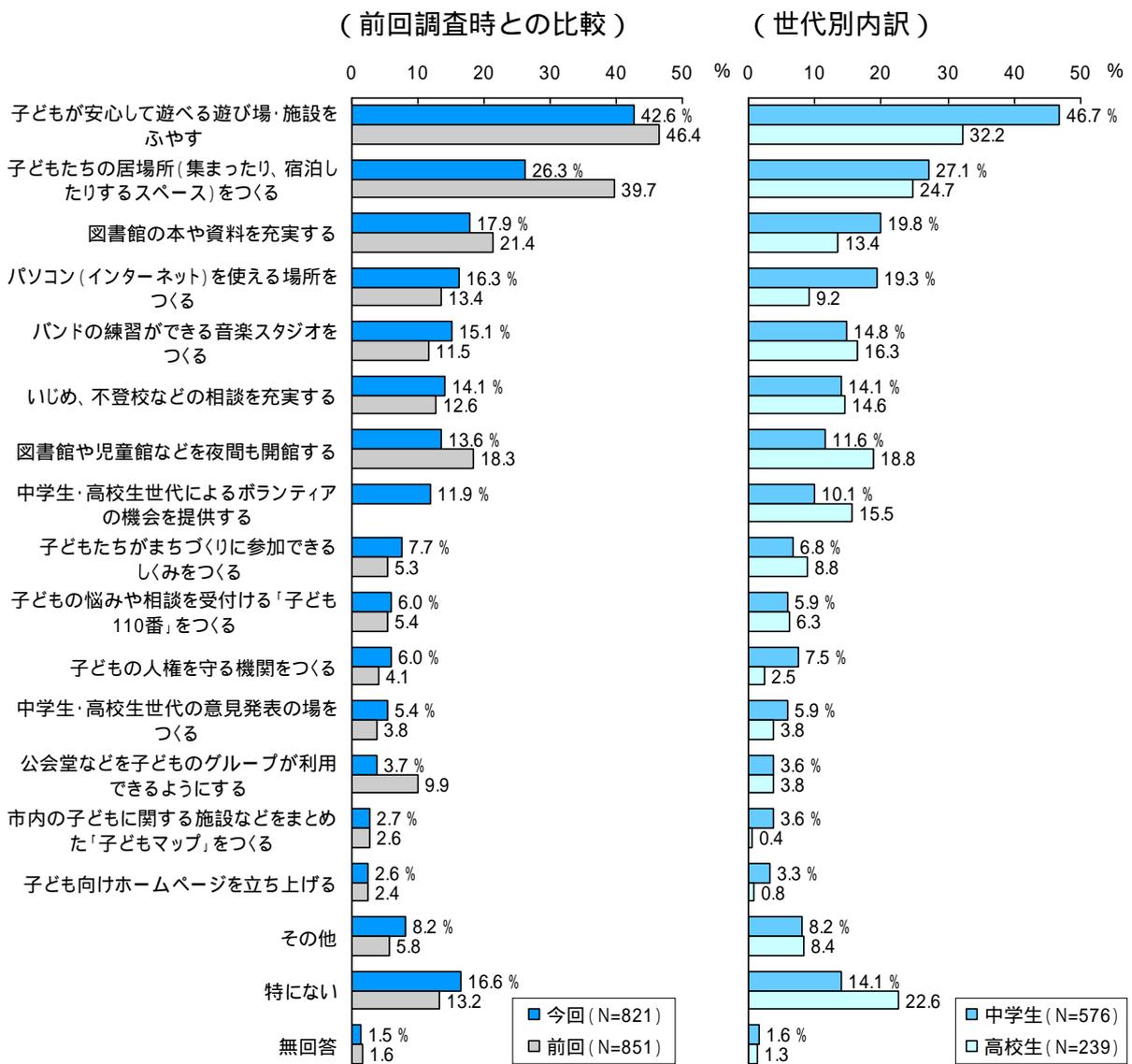
(3) 中学生・高校生世代

ア 府中市に実施してほしいこと

中学生・高校生世代の子どもたちが市に望むこととして、安心して過ごすことのできる居場所づくりに関するニーズが高くなっています。

府中市に実施してほしいこと

中学生・高校生世代共に「子どもが安心して遊べる遊び場・施設をふやす」の割合が最も高く、次いで「子どもたちの居場所(集まったり、宿泊したりするスペース)をつくる」となっており、いずれも子どもたち自身の居場所に関する内容となっています。



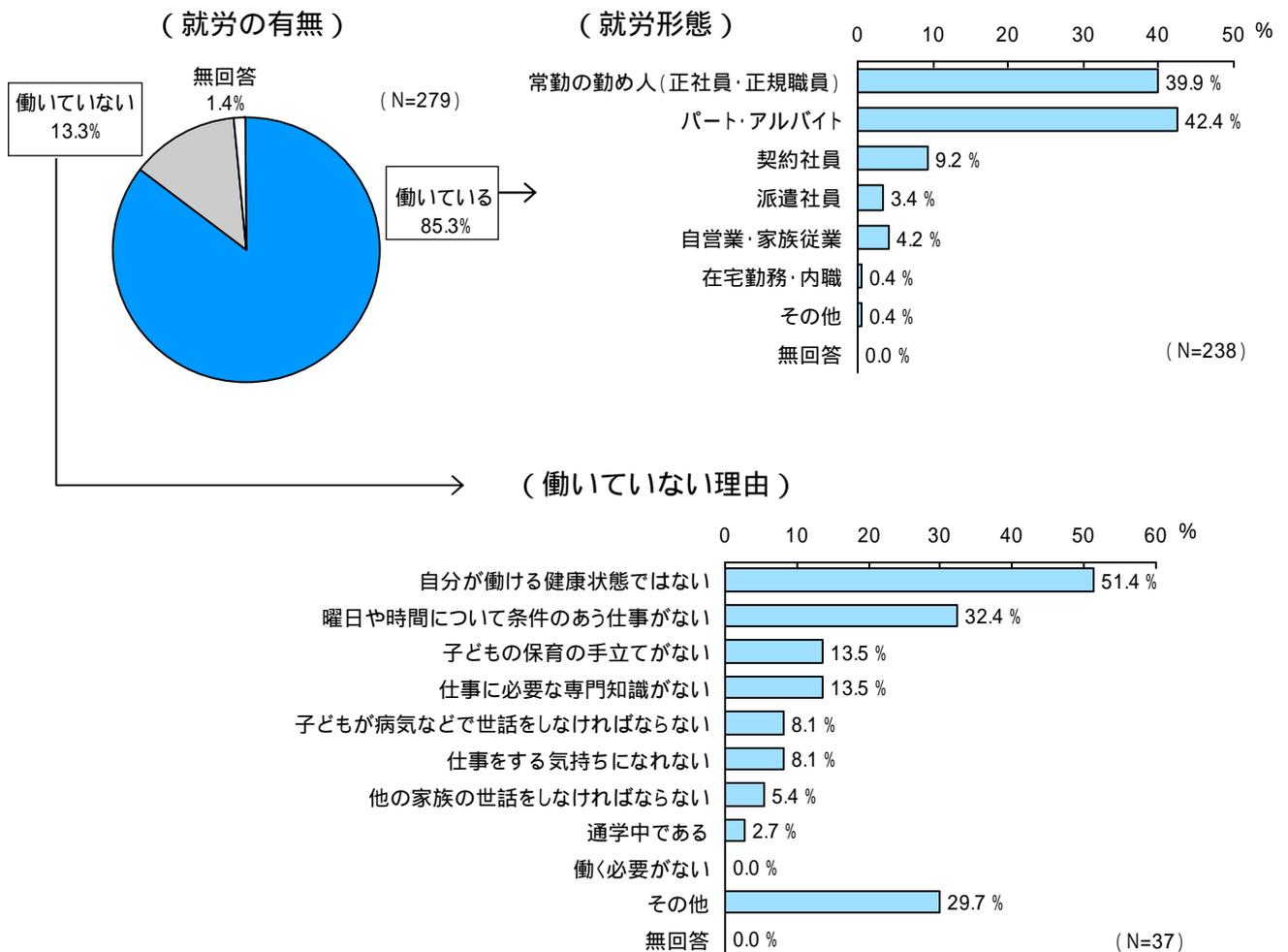
## (4) ひとり親家庭の保護者

### ア 保護者の就労の状況について

仕事のあっせんや技能習得のための経済的支援、仕事と家庭生活の両立支援など、就労に関する支援へのニーズが高くなっています。

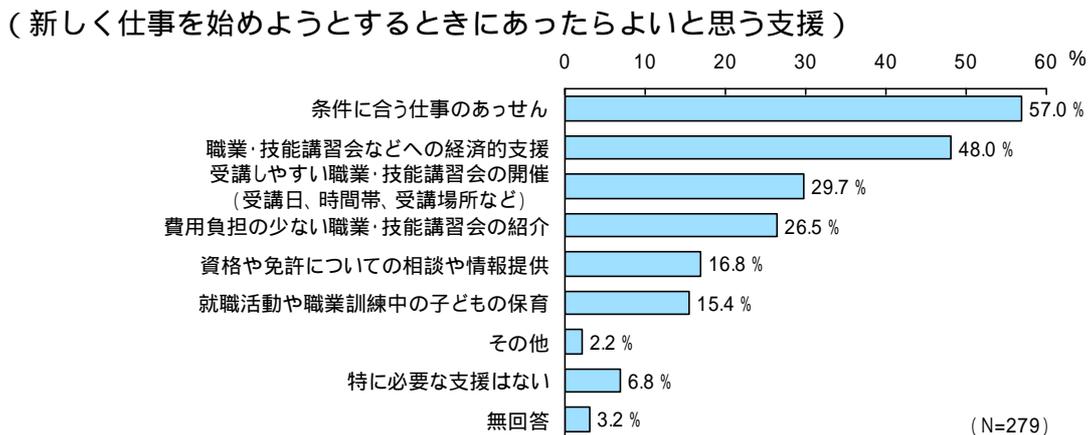
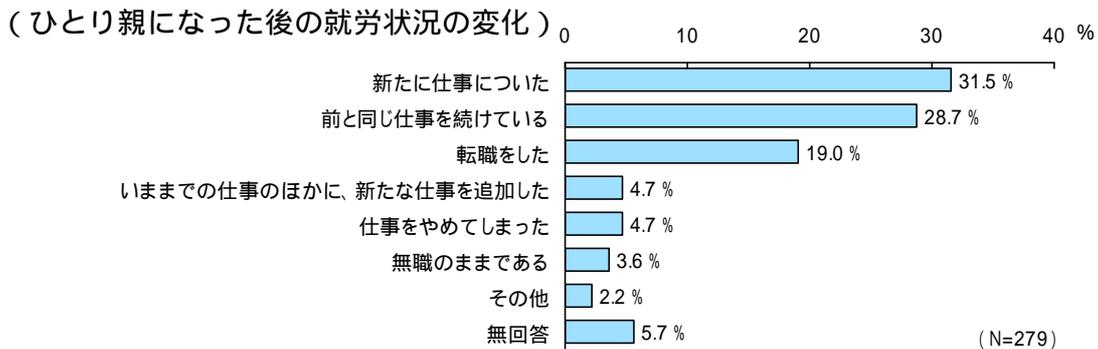
#### 就労の有無や就労形態などについて

「働いている」保護者の就労形態は、「常勤の勤め人」と「パート・アルバイト」が4割前後とほぼ同じ割合です。また「働いていない」理由として、2人に1人が「自分が働ける健康状態ではない」ことを挙げています。



### ひとり親になった後の就労状況の変化と必要な支援について

「新たに仕事についた」及び「転職をした」という保護者を合わせると5割を超えており、新しく仕事を始めようとするときにあったらよいと思う支援については、「条件に合う仕事のあっせん」及び「職業・技能講習会などへの経済的支援」の割合が高くなっています。

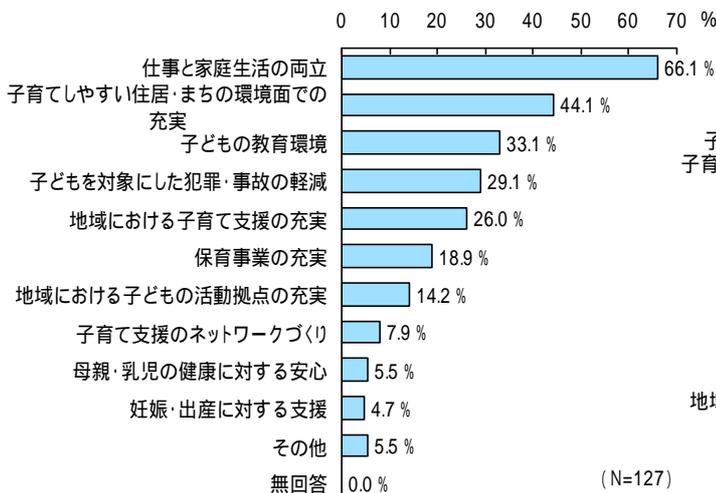


### 子育てにおいて有効だと思える支援・対策について

子育てにおいてどのような支援・対策が有効かについては、子育てを楽しんでいるか否かにかかわらず、「仕事と家庭生活の両立」の割合が最も高くなっています。

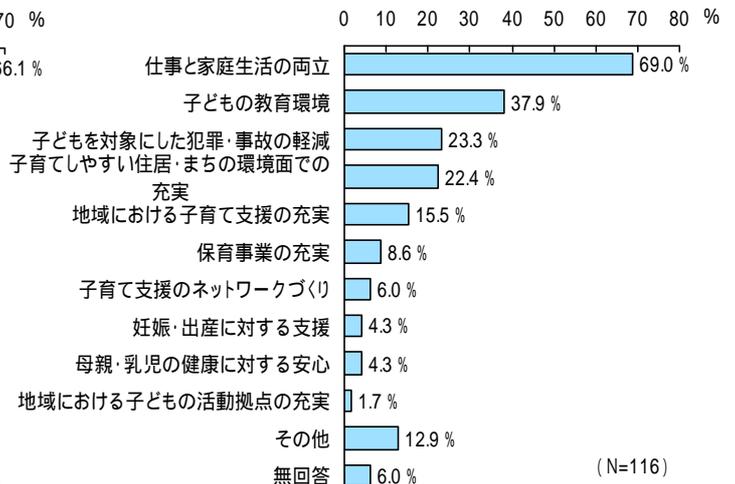
(子育てに有効な支援はなにか)

子育てについて「楽しいと感じることのほうが多い」と回答した人への設問



(子育てのつらさを解消するために必要なことはなにか)

子育てについて「楽しいと感じることと、つらいと感じることが同くらい」「つらいと感じることのほうが多い」と回答した人への設問

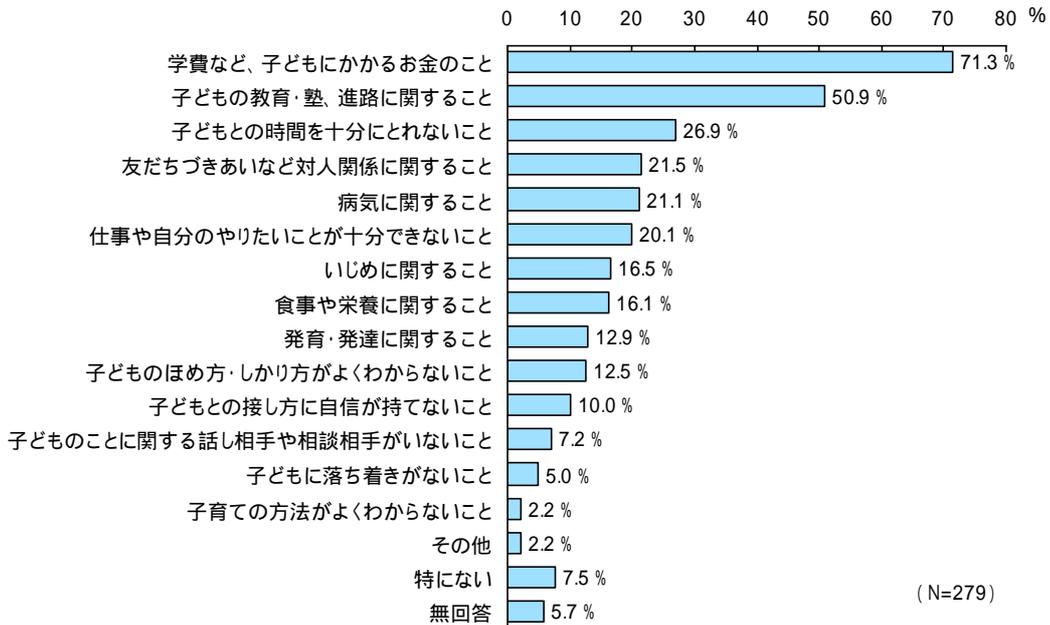


## イ 子育ての状況について

ひとり親家庭の保護者は、経済的にも精神的にも子育てに関する負担感が大きい傾向が見られます。

### 子育てで日頃悩んでいること・気になることについて

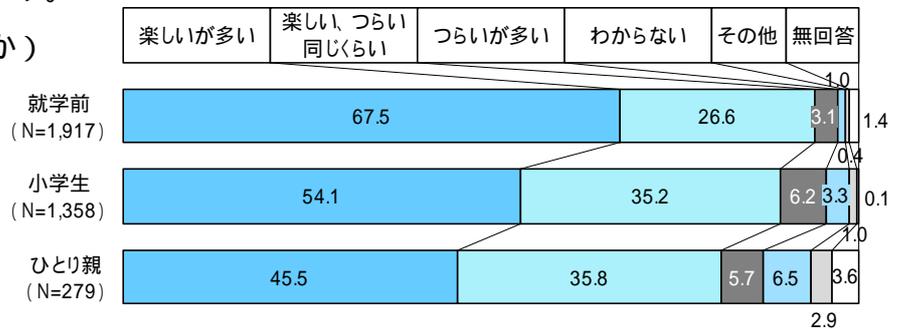
子育てで日頃悩んでいることでは「学費など、子どもにかかるお金のこと」の割合が最も高く、他の項目を大きく引き離しています。



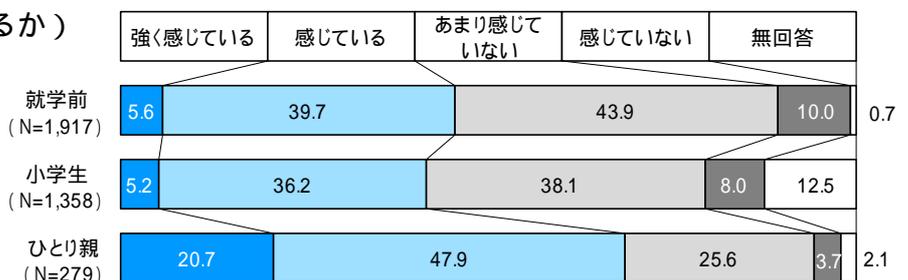
### 就学前児童・小学生の保護者への調査結果との比較について

就学前児童・小学生の保護者への両調査結果と比較し、ひとり親家庭では「子育てを楽しんでいる」保護者の割合が低く、また、「子育てに不安を感じている」保護者の割合は高くなっています。

(子育てを楽しんでいるか)



(子育てに不安を感じているか)



# 第 3 章

---

子ども・子育て支援施策の具体的展開

## 施策目標 1 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備

### 施策 1 情報提供・相談体制の充実

#### 1 現状と課題

子育て情報誌やリーフレットの配布、インターネットを活用したウェブサイトの運営やメール配信など、多様な媒体を活用して出産や子育ての支援に関する情報を提供し、子育て世代の情報格差の解消を図っています。また、子どもや家庭に関する様々な悩みや不安に対応するため、子ども家庭支援センター「たち」では専門相談員が面談等により子育ての相談に対応するとともに、子ども家庭支援センター「しらとり」と連携して24時間体制で電話相談に対応しています。

子育てへの不安や精神的な不安から児童虐待に至るケースが増えるなかで、保護者が一人で悩みや不安を抱え込むことがないように、また支援が必要な家庭へ早期に支援の手が届くよう、情報入手や相談をより気軽にできる環境づくりを進めるとともに、関係機関の連携により妊娠期からの切れ目のない支援体制が必要です。

#### 2 施策の方向性

出産や子育ての支援に関する情報をいつでも簡単に入手できるよう、引き続きインターネットや情報誌などの多様な媒体を活用して提供していくとともに、幼稚園や保育所、各種子育て支援事業の利用に係る相談・支援を身近な地域において行うための体制の充実を図ります。

また、子ども家庭支援センターでは24時間体制で電話相談を受け付け、育児不安や精神的不安の解消を図るとともに、関係機関と連携して支援が必要な家庭の早期把握とその後のきめ細やかな対応に努めます。

#### 3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
子育て情報等推進事業	出産や子育ての支援に関する情報を、インターネットや子育て情報誌などの多様な媒体を活用して提供するとともに、その内容の充実を図ります。
利用者支援事業	子育て家庭が幼稚園や保育所、各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集・提供や利用に係る相談・支援等を身近な地域において行う事業を市内各所において実施します。

4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

利用者支援事業

< 基本情報 >

事業概要	子育て家庭が幼稚園や保育所、各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集・提供や利用に係る相談・支援等を身近な地域において行う事業
事業提供区域	教育・保育提供区域（第1章 - 6「教育・保育提供区域」(21ページ)を参照)と同様の6区域で設定
目標事業量の見込みの設定	身近な地域において行う事業として、事業提供区域ごとに1か所を設定

< 確保方策の方向性・考え方 >

現在、利用者支援事業を実施しているのは、子ども家庭支援センター「たち」及び子ども家庭支援センター「しらとり」の2か所です。今後は、事業提供区域ごとに1か所ずつ、計6か所での実施を目指します。

< 事業計画（平成27～31年度） >

【市内全域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)			6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
確保 方策	子ども家庭支援センター	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	公共施設等	0か所	0か所	0か所	0か所	4か所	4か所
提供事業量(B)		2か所	2か所	2か所	2か所	6か所	6か所
差異(B-A)			4か所	4か所	4か所	0か所	0か所

## 施策 2 地域における子育て支援

### 1 現状と課題

在宅で子育てをする家庭を対象に、各保育所では園庭開放や子育てひろばなどの親子交流活動や子育て相談事業を実施し、子育て中の保護者の孤立化の防止や育児に係る負担感の軽減を図っています。また、市の保育士やボランティアが実施している子育てひろばでは、文化センター等の施設を活用し、身近な地域で親子が気軽に集い、交流できる場を提供するとともに、参加している保護者の子育て相談に対応しています。

地域の様々な人材や団体、施設などの社会資源との連携や協働を図り、地域全体で子ども・子育てを支える環境づくりを進めるとともに、その取組がより効果的・効率的に機能していくよう、地域における更なる支援体制の再構築が必要となっています。

### 2 施策の方向性

平成 25 年度に策定した「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」に基づく 6 エリア構想の下、市立保育所（基幹保育所）を各エリアの拠点として地域における子育て支援体制の充実を図ります。また併せて、支援体制の再構築に向けた取組を進めます。

### 3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成 27～31 年度）の取組内容
地域子育て支援事業（市立保育所）	市立保育所を重点集約化し、地域子育て支援機能の拡充を図ります。 6 エリア構想の下、市立保育所（基幹保育所）を各エリアの拠点として、アウトリーチ型の事業展開の検討も含め、地域の子育て支援機能の充実を図ります。
子育てひろば事業	私立保育園や子ども家庭支援センター等での子育てひろば事業について、市立保育所の地域子育て支援機能拡充の動向と歩調を合わせて、地域の需要量に見合った事業提供体制を整備します。

4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業

< 基本情報 >

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
事業提供区域	教育・保育提供区域（第1章 - 6 「教育・保育提供区域」（21ページ）を参照）と同様の6区域で設定
目標事業量の見込みの設定	市民意向調査に基づくニーズ量の推計により設定

< 確保方策の方向性・考え方 >

国・東京都基準の子育てひろば事業については、地域間の提供体制の均衡に配慮し、拡充の方向性でニーズ量に応じた提供体制を確保します。また、市単独事業による子育てひろば事業（開催頻度等の実施水準が国・東京都の定める水準に満たないもの）については、当面の間は提供体制を補完する役割として継続実施し、国・東京都基準の子育てひろば事業の充実と併せて実施形態の見直しを図ります。

< 事業計画（平成27～31年度） >

【市内全域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人回		196,374	192,321	188,356	185,698	183,080
確保方策	私立保育園等	8か所	8か所	8か所	8か所	7か所	7か所
	市立保育所	0か所	0か所	0か所	0か所	6か所	6か所
	子ども家庭支援センター	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	b a b y c a f e	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供事業量(B)	人回	170,680	170,680	170,680	170,680	194,860	194,860
差異(B-A)	人回		25,694	21,641	17,676	9,162	11,780

【第1区域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人回		40,153	39,324	38,513	37,970	37,434
確保 方策	私立保育園	4か所	4か所	4か所	4か所	3か所	3か所
	市立保育所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所
提供事業量(B)	人回	38,123	38,123	38,123	38,123	38,903	38,903
差異(B-A)	人回		2,030	1,201	390	933	1,469

【第2区域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人回		38,793	37,993	37,210	36,684	36,167
確保 方策	私立保育園	3か所	3か所	3か所	3か所	2か所	2か所
	市立保育所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所
提供事業量(B)	人回	35,616	35,616	35,616	35,616	36,396	36,396
差異(B-A)	人回		3,177	2,377	1,594	288	229

【第3区域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人回		31,176	30,533	29,903	29,481	29,066
確保 方策	市立保育所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所
	b a b y c a f e	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供事業量(B)	人回	27,798	27,798	27,798	27,798	32,478	32,478
差異(B-A)	人回		3,378	2,735	2,105	2,997	3,412

【第4区域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人回		24,182	23,683	23,195	22,868	22,545
確保 方策	市立保育所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所
	子ども家庭支援センター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供事業量(B)	人回	17,695	17,695	17,695	17,695	22,375	22,375
差異(B-A)	人回		6,487	5,988	5,500	493	170

【第5区域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人回		22,455	21,991	21,538	21,234	20,935
確保 方策	市立保育所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所
	子ども家庭支援センター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供事業量(B)	人回	22,175	22,175	22,175	22,175	26,855	26,855
差異(B-A)	人回		280	184	637	5,621	5,920

【第6区域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人回		39,615	38,797	37,997	37,461	36,933
確保 方策	私立保育園等	1か所	1か所	1か所	1か所	2か所	2か所
	市立保育所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所
提供事業量(B)	人回	29,273	29,273	29,273	29,273	37,853	37,853
差異(B-A)	人回		10,342	9,524	8,724	392	920

## 施策目標 2 質の高い幼児期の教育・保育の提供

### 施策 3 質の高い幼児期の教育・保育の提供

#### 1 現状と課題

新制度では、子どものための教育・保育給付が創設されることから、教育・保育給付のあり方については、各施設・事業所に対する運営支援等の現状を踏まえ、利用者負担のあり方と併せて検討する必要があります。

今後、教育・保育を提供する施設や事業主体が更に多様化することが見込まれますが、子どもの健やかな発達や学びの連続性を保障していくため、質の高い幼児期の教育・保育の提供を図り、幼児期の教育を担う全ての施設が小学校を含めた地域資源と連携していくことが求められます。

また、現状では、市内に認定こども園がないことから、新制度の趣旨や市民の意向を踏まえ、その設置に向けた対応が求められています。

#### 2 施策の方向性

教育・保育給付に係る給付費及び利用者負担について、国が示す公定価格等の制度設計を踏まえ、市単独で実施している給付や利用者負担の設定の適正なあり方を検討し、見直しを進めます。

また、教育・保育の質を確保し、保育施設等を安心して利用できる環境を整備するため、巡回支援や保育従事者に対する研修等を充実するとともに、幼稚園教諭・保育士・小学校教員が相互理解を図るための合同研修や子どもの交流活動の機会の創出を図るなど、幼・保・小の連携に向けた取組を進めます。

認定こども園については、計画期間内を目途にあらゆる資源の活用を視野に入れて、その設置を目指します。

## 3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
子どものための教育・保育給付	新制度に基づく子どものための教育・保育給付を行うとともに、市単独で実施している給付については、新制度の趣旨や認定区分ごとのバランスを考慮し、見直しを進めます。
利用者負担のあり方の検討	国の基準に基づき市が設定する利用者負担については、認定区分ごとのバランスや、国の基準額と市の設定額の関係について適正な水準を検討し、見直しを進めます。
教育・保育の質の確保	「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」に基づき、外部評価の受審の促進、新規に開設した保育施設等への巡回支援を実施するほか、教育・保育施設等における合同の研修会や学習会の開催に向けた取組を進めます。

## 4 地域子ども・子育て支援事業への対応

## (1) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する国の新たな事業です。

国の動向を踏まえて、適宜、事業を実施します。

## (2) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための、国の新たな事業です。

国の動向を踏まえて、適宜、事業を実施します。

## 施策4 保育所等待機児童の解消

### 1 現状と課題

本市ではこれまで、増加する保育需要に適切に対応するため、認可保育所の開設や定員増はもとより、認可保育所の分園や認証保育所の新設等の取組を積極的に進めてきましたが、女性の就労意向の変化や転入者の増加等による保育需要の増加により、待機児童の解消には至りませんでした。

このことから、今後は多様な施設又は事業者から質の高い教育・保育が、保護者の選択に基づき適切に提供されるよう、市内における教育・保育の提供体制の整備を計画的に進める必要があります。

### 2 施策の方向性

子育て家庭に必要な保育サービスを提供するため、地域における将来的な就学前児童人口とニーズ量を踏まえ、既存施設の有効活用等のソフト面の手法と施設の整備等によるハード面の手法により、保育サービス量の拡充に取り組みます。

施設整備については、私立保育園の整備を行うほか、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ認定こども園や、少人数の3歳未満児を保育する家庭的保育事業等の地域型保育事業の整備についても検討しながら、待機児童の解消を図ります。

### 3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
教育・保育施設	施設型給付の対象となる幼稚園や幼稚園型認定こども園等へ移行する幼稚園に対して、移行支援を行います。 「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」に基づき、私立保育園を中心に待機児童への対応を図ることを基本として、必要となる支援を行います。 幼稚園・保育所等の既存施設における、地域型保育事業の連携施設や卒園後の受入先等としての機能強化について、検討を進めます。
地域型保育事業	一定の圏域内において連携施設や卒園後の受入先等が確保されることを前提に、地域型保育事業の整備を進めます。
認可外保育所（認証保育所）	今後も東京都と連携し、運営面等において必要となる支援を積極的に行います。また、他の類型（認可保育所等）への移行については、利用児童処遇や保育の継続性が確保され、また保育の質と量の両面において充実が図られることを前提に対応を図ります。

4 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

< 基本情報 >

<p>事業概要</p>	<p>就学前の子どもに対して、それぞれの家庭の状況に応じて 必要とされる教育・保育を幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等を通じて提供するもの</p> <p>家庭の状況に応じて次のとおり就学前の子どもを区分し、事業計画を策定しています。</p> <table border="1" data-bbox="475 656 1378 949"> <tr> <td data-bbox="475 656 651 752">1号認定</td> <td data-bbox="651 656 1378 752">満3歳以上で、教育を希望する場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 752 651 848">2号認定</td> <td data-bbox="651 752 1378 848">満3歳以上で、保護者の就労等により保育所等での保育を希望する場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 848 651 949">3号認定</td> <td data-bbox="651 848 1378 949">満3歳未満で、保護者の就労等により保育所等での保育を希望する場合</td> </tr> </table> <p>(第1章-1-(2)「【特集】子ども・子育て支援新制度の概要」(6~9ページ)を参照)</p>	1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等により保育所等での保育を希望する場合	3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等により保育所等での保育を希望する場合
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合						
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等により保育所等での保育を希望する場合						
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等により保育所等での保育を希望する場合						
<p>教育・保育提供区域</p>	<p>1号認定 市内全域を1区域として設定</p> <p>2号認定及び3号認定 6区域(第1章-6「教育・保育提供区域」(21ページ)を参照)</p>						
<p>目標事業量の見込みの設定</p>	<p>市民意向調査に基づくニーズ量の推計により設定</p>						

< 確保方策の方向性・考え方 >

**1号認定**

既存施設によりニーズに応じた提供体制が確保されています。

**2号認定(学校教育の利用希望が強い)**

認定こども園によりニーズにこたえていくことが基本とされていますが、幼稚園における預かり保育の実施状況に鑑み、当面の間は幼稚園を確保方策と位置付けるとともに、計画期間内を目途にあらゆる資源の活用を視野に入れて認定こども園の設置を目指します。

**2号認定(上記以外)及び3号認定**

保育需要の高まりから待機児童が生じています。保育施設等の不足分については、平成29年度を目途に、主として私立保育園の整備により対応します。なお、地域型保育事業の連携施設や卒園後の受入先等の確保が可能であると見込まれる場合においては、地域型保育事業の整備も併せて対応を図ります。なお、認証保育所についても引き続き有効な保育資源と位置付け、大規模な住宅開発事業等に併せた整備を検討します。

< 事業計画（平成27～31年度） >

【市内全域】

区分	単位	現状（H26）				H27					
		保育に 欠けない	保育に欠ける			1号	2号		3号		
			3歳 以上	3歳 以上	0歳		1・2歳	学校教育の 利用希望 が強い	左記 以外	0歳	1・2 歳
量の見込み（A）	人					3,208	685	2,625	551	2,081	
確保 方 策	特定教育・保育施設 【対象施設】 ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所	か所	42				47				
	人		2,723	353	1,442	740		2,749	354	1,456	
	上記以外の幼稚園	か所	20				15				
		人	4,405				3,830				
	特定地域型保育事業 【対象事業】 ・小規模保育事業 ・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育 事業 ・事業所内保育事業	か所								0	
		人								0	0
	認可外保育施設等 【対象施設】 ・認証保育所 ・家庭的保育事業 （都事業） ・定期利用保育 （保育室）	か所		20			19				
		人		109	118	365			109	111	349
	提供事業量（B）	人	4,405	2,832	471	1,807	4,570	0	2,858	465	1,805
	調整（C）	人					685	685	0		
差異（B + C - A）	人					677	0	233	86	276	

調整...[1号]又は[2号]の提供事業量の一部を[2号/学校教育の利用希望が強い]に組み替えるもの。以降同様。

【市内全域】

区分	単位	H 2 8					H 2 9					
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
			学校教育の 利用希望 が強い	左記 以外	0歳	1・2 歳		学校教育の 利用希望 が強い	左記 以外	0歳	1・2 歳	
量の見込み(A)	人	3,140	670	2,569	537	2,043	3,073	656	2,515	523	2,007	
確保 方 策	特定教育・保育施設 【対象施設】 ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所	か所	51				54					
	人	740	/	2,950	389	1,576	740	/	3,094	410	1,641	
	上記以外の幼稚園	か所	15	/	/	/	15	/	/	/	/	
	人	3,830	/	/	/	3,830	/	/	/	/		
	特定地域型保育事業 【対象事業】 ・小規模保育事業 ・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育 事業 ・事業所内保育事業	か所	/	/	/	2		/	/	/	3	
	人	/	/	/	3	12	/	/	/	7	27	
	認可外保育施設等 【対象施設】 ・認証保育所 ・家庭的保育事業 (都事業) ・定期利用保育 (保育室)	か所	/	/	/	16				/	16	
	人	/	/	109	106	339	/	/	109	106	339	
	提供事業量(B)	人	4,570	0	3,059	498	1,927	4,570	0	3,203	523	2,007
	調整(C)	人	670	670	0	/	/	656	656	0	/	/
差異(B+C-A)	人	760	0	490	39	116	841	0	688	0	0	

【市内全域】

区分	単位	H30					H31						
		1号	2号		3号		1号	2号		3号			
			学校教育の 利用希望 が強い	左記 以外	0歳	1・2 歳		学校教育の 利用希望 が強い	左記 以外	0歳	1・2 歳		
量の見込み(A)	人	3,027	646	2,477	512	1,983	2,982	637	2,440	502	1,961		
確保 方 策	特定教育・保育施設 【対象施設】 ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所	か所	54					54					
	人	740	/	3,082	410	1,629	740	/	3,045	407	1,625		
	上記以外の幼稚園	か所	15	/	/	/	15	/	/	/	/		
	人	3,830	/	/	/	3,830	/	/	/	/			
	特定地域型保育事業 【対象事業】 ・小規模保育事業 ・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育 事業 ・事業所内保育事業	か所	/	/	/	3		/	/	/	3		
	人	/	/	/	7	27	/	/	/	7	27		
	認可外保育施設等 【対象施設】 ・認証保育所 ・家庭的保育 (都事業) ・定期利用保育 (保育室)	か所	/	/	16					/	/	16	
	人	/	/	109	106	339	/	/	109	106	339		
	提供事業量(B)	人	4,570	0	3,191	523	1,995	4,570	0	3,154	520	1,991	
	調整(C)	人	646	646	0	/	/	637	637	0	/	/	
差異(B+C-A)	人	897	0	714	11	12	951	0	714	18	30		

【第1区域（2号認定及び3号認定のみ）】

区分	単位	現状（H26）				H27				
		保育に欠ける				2号		3号		
		3歳以上	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		
量の見込み（A）	人					149	570	112	427	
確保方策	特定教育・保育施設	か所					8			
		人	586	79	316		592	79	322	
	特定地域型保育事業	か所					0			
		人						0	0	
認可外保育施設等	か所					3				
	人	27	20	55		27	20	55		
提供事業量（B）	人	613	99	371		619	99	377		
調整（C）	人					149	0			
差異（B+C-A）	人					0	49	13	50	

区分	単位	H28				H29				
		2号		3号		2号		3号		
		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
量の見込み（A）	人	145	558	109	419	143	547	106	412	
確保方策	特定教育・保育施設	か所					9			
		人	640	89	346		641	89	338	
	特定地域型保育事業	か所					1			
		人		2	8			2	8	
認可外保育施設等	か所					1				
	人	27	17	48		27	17	48		
提供事業量（B）	人		667	108	402		668	108	394	
調整（C）	人	145	0			143	0			
差異（B+C-A）	人	0	109	1	17	0	121	2	18	

区分	単位	H30				H31				
		2号		3号		2号		3号		
		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
量の見込み（A）	人	140	538	104	407	138	530	102	402	
確保方策	特定教育・保育施設	か所					9			
		人	630	89	338		614	89	338	
	特定地域型保育事業	か所					1			
		人		2	8			2	8	
認可外保育施設等	か所					1				
	人	27	17	48		27	17	48		
提供事業量（B）	人		657	108	394		641	108	394	
調整（C）	人	140	0			138	0			
差異（B+C-A）	人	0	119	4	13	0	111	6	8	

【第2区域（2号認定及び3号認定のみ）】

区分	単位	現状（H26）				H27				
		保育に欠ける				2号		3号		
		3歳以上	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		
量の見込み（A）	人					138	530	102	424	
確保方策	特定教育・保育施設	か所					10			
		人	521	81	310		540	82	318	
	特定地域型保育事業	か所					0			
		人						0	0	
認可外保育施設等	か所					5				
	人	20	21	57		20	21	57		
提供事業量（B）	人	541	102	367		560	103	375		
調整（C）	人					138	0			
差異（B+C-A）	人					0	30	1	49	

区分	単位	H28				H29				
		2号		3号		2号		3号		
		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
量の見込み（A）	人	135	519	99	416	133	508	96	409	
確保方策	特定教育・保育施設	か所					10			
		人	540	84	322		587	90	347	
	特定地域型保育事業	か所					1			
		人			1	4			1	4
認可外保育施設等	か所					4				
	人	20	19	54		20	19	54		
提供事業量（B）	人		560	104	380		607	110	405	
調整（C）	人	135	0			133	0			
差異（B+C-A）	人	0	41	5	36	0	99	14	4	

区分	単位	H30				H31				
		2号		3号		2号		3号		
		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
量の見込み（A）	人	131	500	95	404	129	493	93	400	
確保方策	特定教育・保育施設	か所					11			
		人	586	90	347		584	90	347	
	特定地域型保育事業	か所					1			
		人			1	4			1	4
認可外保育施設等	か所					4				
	人	20	19	54		20	19	54		
提供事業量（B）	人		606	110	405		604	110	405	
調整（C）	人	131	0			129	0			
差異（B+C-A）	人	0	106	15	1	0	111	17	5	

【第3区域（2号認定及び3号認定のみ）】

区分	単位	現状（H26）				H27				
		保育に欠ける				2号		3号		
		3歳以上	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		
量の見込み（A）	人					105	402	86	333	
確保方策	特定教育・保育施設	か所					6			
		人	359	45	180		360	45	180	
	特定地域型保育事業	か所					0			
		人						0	0	
認可外保育施設等	か所					4				
	人	32	31	89		32	31	89		
提供事業量（B）	人	391	76	269		392	76	269		
調整（C）	人					105	0			
差異（B + C - A）	人					0	10	10	64	

区分	単位	H28				H29				
		2号		3号		2号		3号		
		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
量の見込み（A）	人	103	394	84	327	100	385	82	322	
確保方策	特定教育・保育施設	か所					7			
		人	405	50	207		450	56	233	
	特定地域型保育事業	か所					0			
		人		0	0			0	0	
認可外保育施設等	か所					4				
	人	32	31	89		32	31	89		
提供事業量（B）	人		437	81	296		482	87	322	
調整（C）	人	103	0			100	0			
差異（B + C - A）	人	0	43	3	31	0	97	5	0	

区分	単位	H30				H31				
		2号		3号		2号		3号		
		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
量の見込み（A）	人	99	380	80	317	98	374	78	314	
確保方策	特定教育・保育施設	か所					8			
		人	449	56	233		447	56	233	
	特定地域型保育事業	か所					0			
		人		0	0			0	0	
認可外保育施設等	か所					4				
	人	32	31	89		32	31	89		
提供事業量（B）	人		481	87	322		479	87	322	
調整（C）	人	99	0			98	0			
差異（B + C - A）	人	0	101	7	5	0	105	9	8	

【第4区域（2号認定及び3号認定のみ）】

区分	単位	現状（H26）			H27				
		保育に欠ける			2号		3号		
		3歳以上	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
量の見込み（A）	人				78	298	74	244	
確保方針	特定教育・保育施設	か所			5			5	
		人	333	47	204		333	47	204
	特定地域型保育事業	か所							0
		人						0	0
認可外保育施設等	か所				2			2	
	人	6	19	58		6	19	58	
提供事業量（B）	人	339	66	262		339	66	262	
調整（C）	人				78	0			
差異（B + C - A）	人				0	41	8	18	

区分	単位	H28				H29			
		2号		3号		2号		3号	
		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み（A）	人	76	291	73	240	74	285	71	235
確保方針	特定教育・保育施設	か所			5				5
		人	333	47	203		333	47	203
	特定地域型保育事業	か所				0			0
		人			0	0			0
認可外保育施設等	か所				2				2
	人	6	19	58		6	19	58	
提供事業量（B）	人	339	66	261		339	66	261	
調整（C）	人	76	0			74	0		
差異（B + C - A）	人	0	48	7	21	0	54	5	26

区分	単位	H30				H31			
		2号		3号		2号		3号	
		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み（A）	人	73	281	69	233	72	277	68	230
確保方針	特定教育・保育施設	か所			5				5
		人	334	47	202		333	47	202
	特定地域型保育事業	か所				0			0
		人			0	0			0
認可外保育施設等	か所				2				2
	人	6	19	58		6	19	58	
提供事業量（B）	人	340	66	260		339	66	260	
調整（C）	人	73	0			72	0		
差異（B + C - A）	人	0	59	3	27	0	62	2	30

【第5区域（2号認定及び3号認定のみ）】

区分	単位	現状（H26）				H27				
		保育に欠ける				2号		3号		
		3歳以上	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		
量の見込み（A）	人					78	301	62	240	
確保方策	特定教育・保育施設	か所					4			
		人	396	37	166		396	37	166	
	特定地域型保育事業	か所					0			
		人						0	0	
認可外保育施設等	か所					3				
	人	19	15	62		19	8	46		
提供事業量（B）	人	415	52	228		415	45	212		
調整（C）	人					78	0			
差異（B+C-A）	人					0	114	17	28	

区分	単位	H28				H29				
		2号		3号		2号		3号		
		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
量の見込み（A）	人	77	294	60	236	75	288	59	231	
確保方策	特定教育・保育施設	か所					4			
		人	396	36	166		396	36	164	
	特定地域型保育事業	か所					0			
		人		0	0			4	15	
認可外保育施設等	か所					2				
	人	19	8	46		19	8	46		
提供事業量（B）	人	415	44	212		415	48	225		
調整（C）	人	77	0			75	0			
差異（B+C-A）	人	0	121	16	24	0	127	11	6	

区分	単位	H30				H31				
		2号		3号		2号		3号		
		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
量の見込み（A）	人	74	284	57	229	73	279	56	226	
確保方策	特定教育・保育施設	か所					4			
		人	396	36	159		388	34	156	
	特定地域型保育事業	か所					1			
		人		4	15			4	15	
認可外保育施設等	か所					2				
	人	19	8	46		19	8	46		
提供事業量（B）	人	415	48	220		407	46	217		
調整（C）	人	74	0			73	0			
差異（B+C-A）	人	0	131	9	9	0	128	10	9	

【第6区域（2号認定及び3号認定のみ）】

区分	単位	現状（H26）				H27				
		保育に欠ける				2号		3号		
		3歳以上	0歳	1・2歳		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
量の見込み（A）	人					137	524	115	413	
確保方策	特定教育・保育施設	か所					9			
		人	528	64	266		528	64	266	
	特定地域型保育事業	か所					0			
		人						0	0	
認可外保育施設等	か所					3				
	人	5	12	44		5	12	44		
提供事業量（B）	人	533	76	310		533	76	310		
調整（C）	人					137	0			
差異（B+C-A）	人					0	9	39	103	

区分	単位	H28				H29				
		2号		3号		2号		3号		
		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
量の見込み（A）	人	134	513	112	405	131	502	109	398	
確保方策	特定教育・保育施設	か所					11			
		人	636	83	332		687	92	356	
	特定地域型保育事業	か所					0			
		人		0	0			0	0	
認可外保育施設等	か所					3				
	人	5	12	44		5	12	44		
提供事業量（B）	人	641	95	376		692	104	400		
調整（C）	人	134	0			131	0			
差異（B+C-A）	人	0	128	17	29	0	190	5	2	

区分	単位	H30				H31				
		2号		3号		2号		3号		
		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
量の見込み（A）	人	129	494	107	393	127	487	105	389	
確保方策	特定教育・保育施設	か所					12			
		人	687	92	350		679	91	349	
	特定地域型保育事業	か所					0			
		人		0	0			0	0	
認可外保育施設等	か所					3				
	人	5	12	44		5	12	44		
提供事業量（B）	人	692	104	394		684	103	393		
調整（C）	人	129	0			127	0			
差異（B+C-A）	人	0	198	3	1	0	197	2	4	

## 施策5 多様な保育ニーズへの対応

### 1 現状と課題

生活様式の変化に伴い多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や休日保育、病児・病後児保育、一時預かり・特定保育、トワイライトステイなどを実施しています。今後も引き続き、こうした多様な保育へのニーズの高まりに対し、適切に対応していくことが求められています。

### 2 施策の方向性

多様な実施主体の協力を得ながら、延長保育時間の拡大、休日保育、一時預かり・特定保育、病児・病後児保育などの保育サービスの充実に努めます。

### 3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
午後8時までの延長保育の実施	市内の全ての私立保育園において、利用者ニーズを踏まえた延長保育を実施することを支援していきます。
一時預かり・特定保育事業	市内の認可保育所のうち、一時預かり・特定保育を実施する施設数の増加を目指します。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

### (1) 時間外(延長)保育事業

#### < 基本情報 >

事業概要	認定こども園、保育所等において、通常の利用日及び利用時間以外に保育認定を受けた入所児を保育する事業
事業提供区域	市内全域を1区域として設定
目標事業量の見込みの設定	市民意向調査に基づくニーズ量の推計により設定

#### < 確保方策の方向性・考え方 >

全認可保育所において午後7時以降までの延長保育を継続して実施します。

また、新たに設置する認定こども園及び地域型保育事業においても、設置者の意向を踏まえ、延長保育を実施するよう努めます。

#### < 事業計画(平成27~31年度) >

##### 【市内全域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人		2,664	2,610	2,556	2,521	2,485
確保方策		全認可保育所で実施 (利用希望のある入所者全員に提供)					
提供事業量(B)	人		2,664	2,610	2,556	2,521	2,485
差異(B-A)	人		0	0	0	0	0

(2) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

< 基本情報 >

事業概要	保護者が出産、疾病などの理由で、子どもの養育が一時的に困難な場合に、施設において子どもを泊りがけで預かる事業
事業提供区域	市内全域を1区域として設定
目標事業量の見込みの設定	市民意向調査に基づくニーズ量の推計により設定

< 確保方策の方向性・考え方 >

現行でショートステイを実施している3か所において、事業を継続して実施します。

< 事業計画（平成27～31年度） >

【市内全域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人日		2,238	2,191	2,145	2,114	2,083
確保方策		3か所 定員12人					
提供事業量(B)	人日	4,380	4,380	4,380	4,380	4,380	4,380
差異(B-A)	人日		2,142	2,189	2,235	2,266	2,297

(3) 一時預かり事業等

ア 一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）及びファミリー・サポート・センター事業

< 基本情報 >

<p>事業概要</p>	<p>一時預かり事業          家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子ども（乳幼児）を、主として昼間において認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的に預かる事業          認可保育所においては特定保育と一体的に実施          子育て短期支援事業（トワイライトステイ）          保護者が仕事その他の理由により平日の夜間等に不在となり家庭において養育を行うことが困難となった子どもを施設において預かる事業          ファミリー・サポート・センター事業          子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等の支援を行う事業</p>
<p>事業提供区域</p>	<p>一時預かり事業          教育・保育提供区域（第1章 - 6「教育・保育提供区域」(21ページ)を参照)と同様の6区域で設定          子育て短期支援事業（トワイライトステイ）及びファミリー・サポート・センター事業          市内全域を1区域として設定</p>
<p>目標事業量の見込みの設定</p>	<p>市民意向調査に基づくニーズ量の推計により設定</p>

< 確保方策の方向性・考え方 >

一時預かり専用の定員を設定した一時預かり事業については、地域間の提供体制の均衡に配慮し、拡充の方向性でニーズ量に応じた提供体制を確保します。また、これを補完する役割として、保育施設等の入所定員の空きを利用した一時預かり事業を併せて実施します。トワイライトステイ及びファミリー・サポート・センター事業については、現行の提供体制にて継続して実施します。

< 事業計画（平成27～31年度） >

【市内全域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人日		100,167	98,132	96,141	94,793	93,465
確保 方策	一時預かり事業	16か所 定員 174人	18か所 定員 186人	18か所 定員 186人	18か所 定員 186人	21か所 定員 228人	21か所 定員 228人
	トワイライトステイ	2か所 定員67人	2か所 定員67人	2か所 定員67人	2か所 定員67人	2か所 定員67人	2か所 定員67人
	ファミリー・サポート ・センター事業	提供会員 434人	提供会員 400人	提供会員 400人	提供会員 400人	提供会員 400人	提供会員 400人
提供事業量(B)	人日	88,712	90,064	90,064	90,064	100,984	100,984
差異(B-A)	人日		10,103	8,068	6,077	6,191	7,519

【第1区域（一時預かり事業のみ）】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人日		12,331	11,902	11,482	11,198	10,918
確保 方策	認可保育所	5か所 定員48人 (+2人)	5か所 定員48人 (+2人)	5か所 定員48人 (+2人)	5か所 定員48人 (+2人)	5か所 定員48人 (+2人)	5か所 定員48人 (+2人)
提供事業量(B)	人日	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967
差異(B-A)	人日		636	1,065	1,485	1,769	2,049

( )内は、提供事業量を算出する際に近隣区域間で定員数の調整を行ったもの。以降同様。

【第2区域（一時預かり事業のみ）】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人日		11,680	11,273	10,876	10,606	10,341
確保 方策	認可保育所	5か所 定員44人 (-7人)	6か所 定員50人 (-7人)	6か所 定員50人 (-7人)	6か所 定員50人 (-7人)	6か所 定員50人 (-7人)	6か所 定員50人 (-7人)
提供事業量(B)	人日	9,717	11,277	11,277	11,277	11,277	11,277
差異(B-A)	人日		403	4	401	671	936

【第3区域（一時預かり事業のみ）】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人日		9,117	8,800	8,489	8,279	8,072
確保 方策	認可保育所等	1か所 定員15人 (+2人)	1か所 定員15人 (+2人)	1か所 定員15人 (+2人)	1か所 定員15人 (+2人)	2か所 定員31人 (+2人)	2か所 定員31人 (+2人)
提供事業量(B)	人日	4,323	4,323	4,323	4,323	8,483	8,483
差異(B-A)	人日		4,794	4,477	4,166	204	411

【第4区域（一時預かり事業のみ）】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人日		6,913	6,672	6,437	6,277	6,120
確保 方策	認可保育所等 子ども家庭支援センター	1か所 定員8人 (+7人)	1か所 定員8人 (+7人)	1か所 定員8人 (+7人)	1か所 定員8人 (+7人)	2か所 定員18人 (+7人)	2か所 定員18人 (+7人)
提供事業量(B)	人日	4,030	4,030	4,030	4,030	6,630	6,630
差異(B-A)	人日		2,883	2,642	2,407	353	510

【第5区域（一時預かり事業のみ）】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人日		6,692	6,459	6,231	6,077	5,925
確保 方策	認可保育所等	近隣区域 調整分 (+2人)	1か所 定員6人 (+1人)	1か所 定員6人 (+1人)	1か所 定員6人 (+1人)	2か所 定員22人 (+1人)	2か所 定員22人 (+1人)
提供事業量(B)	人日	488	1,853	1,853	1,853	6,013	6,013
差異(B-A)	人日		4,839	4,606	4,378	64	88

【第6区域（一時預かり事業のみ）】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人日		11,730	11,322	10,922	10,652	10,385
確保 方策	認可保育所	4か所 定員59人 (-6人)	4か所 定員59人 (-5人)	4か所 定員59人 (-5人)	4か所 定員59人 (-5人)	4か所 定員59人 (-5人)	4か所 定員59人 (-5人)
提供事業量(B)	人日	13,715	13,910	13,910	13,910	13,910	13,910
差異(B-A)	人日		2,180	2,588	2,988	3,258	3,525

イ 幼稚園における在園児を対象とした一時的な預かり（預かり保育）

< 基本情報 >

事業概要	幼稚園において、通常の利用日及び利用時間以外に在園児を預かる事業
事業提供区域	市内全域を1区域として設定
目標事業量の見込みの設定	市民意向調査に基づくニーズ量の推計により設定

< 確保方策の方向性・考え方 >

現在、全私立幼稚園（17園）において実施している預かり保育によりニーズに応じた提供体制が確保されています。

< 事業計画（平成27～31年度） >

【市内全域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人日		197,080 (152,803)	192,876 (149,543)	188,765 (146,356)	185,960 (144,181)	183,199 (142,040)
確保方策		全私立幼稚園(17か所)で実施					
提供事業量(B)	人日		197,080 (152,803)	192,876 (149,543)	188,765 (146,356)	185,960 (144,181)	183,199 (142,040)
差異(B-A)	人日		0	0	0	0	0

( )内は内書きで、2号認定の子どもによる定期的な利用に係る事業量。

#### (4) 病児保育（病児・病後児保育）事業

##### < 基本情報 >

事業概要	児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業
事業提供区域	市内全域を1区域として設定
目標事業量の見込みの設定	市民意向調査に基づくニーズ量の推計により設定

##### < 確保方策の方向性・考え方 >

現在、病児・病後児保育事業を実施している2か所において、事業を継続して実施します。  
また、保育中の児童を対象とした体調不良児対応型病児保育を実施する保育所に対して、引き続き支援を行います。

##### < 事業計画（平成27～31年度） >

###### 【市内全域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人日		2,603	2,549	2,495	2,459	2,424
確保方策		2か所 定員10人					
提供事業量(B)	人日	2,912	2,912	2,912	2,912	2,912	2,912
差異(B-A)	人日		309	363	417	453	488

## 施策目標3 母と子どもの健康支援

### 施策6 母子保健の充実

#### 1 現状と課題

母子の健康管理と健全育成のためには、妊娠期からの子育て不安の解消に向けた支援が重要となっており、母子健康手帳交付時に適切な情報提供を行うとともに、各種健診や教室、予防接種、新生児訪問などを実施しています。また、出産前後の家庭の育児や家事を支援することにより、出産や育児に係る母親の負担感の軽減を図っています。

育児に対する強い不安や望まない妊娠、核家族化による孤立した育児環境などの問題への対応については、将来の児童虐待防止の観点からも、妊娠期から支援を要する妊婦を早期に把握し、継続的な支援につなげることが重要です。

支援に当たっては、関係部課で必要な情報を共有して対応するほか、医療機関、保育所等を始めとした関係機関と連携しながら、個々のケースに迅速に対応することが求められています。

#### 2 施策の方向性

子どもの健全育成に大きく影響を与える母親への健康支援や、全ての子どもに対する各種健診や予防接種事業が円滑に行われるよう、医療機関等との連携を強化して支援体制の充実を図るほか、母子健康手帳交付や新生児訪問などの様々な機会を捉え、また多様な媒体を通じて、母子保健や子育て支援に関する適切な情報提供を行い、安心して育児に取り組めるよう支援します。

また、今後も引き続き出産前後の家庭への支援を実施し、出産や育児に係る母親の負担感の軽減を図っていきます。

#### 3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
母子健康づくり支援事業	妊娠期から、様々な機会を捉えて母子保健や子育てに関する情報提供を行うとともに、要支援妊婦の早期把握に努めます。 妊婦健康診査を実施し、妊娠期の健康管理の充実を図ります。 適切な時期に乳幼児の各種健診や訪問を行い、発育と発達の状況把握や疾病の早期発見を通じて医療につなげるなど、一人ひとりに応じた保健指導を行います。
妊産婦育児教室事業	妊娠・出産、育児に安心して取り組めるよう、妊娠から育児期間中の親子を対象とした各種教室を開催します。
定期予防接種	感染のおそれのある病気の発生及びまん延を予防するため、各種予防接種を実施し、子どもの健康を守ります。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

### (1) 妊婦健康診査

#### < 基本情報 >

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
事業提供区域	市内全域を1区域として設定
目標事業量の見込みの設定	0歳の推計人口の97%に設定

#### < 確保方策の方向性・考え方 >

保健センターにおいて現行の事業を継続して実施します。

#### < 事業計画（平成27～31年度） >

【市内全域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人 (人回)		1,986 (27,804)	1,935 (27,090)	1,884 (26,376)	1,847 (25,858)	1,810 (25,340)
確保方策		実施機関: 都内協力医療機関 実施回数: 14回分					
提供事業量(B)	人 (人回)		1,986 (27,804)	1,935 (27,090)	1,884 (26,376)	1,847 (25,858)	1,810 (25,340)
差異(B-A)	人 (人回)		0	0	0	0	0

( )内は、健診の延べ回数。

(2) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）

< 基本情報 >

事業概要	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
事業提供区域	市内全域を1区域として設定
目標事業量の見込みの設定	0歳の推計人口の96%に設定

< 確保方策の方向性・考え方 >

保健センターにおいて現行の事業を継続して実施します。

< 事業計画（平成27～31年度） >

【市内全域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人		1,966	1,915	1,865	1,828	1,792
確保方策		実施機関:保健センター 実施体制:助産師 9人 保健師10人					
提供事業量(B)	人		1,966	1,915	1,865	1,828	1,792
差異(B-A)	人		0	0	0	0	0

## 施策目標 4 ひとり親家庭への支援

### 施策 7 ひとり親家庭の自立や就業への支援

#### 1 現状と課題

離婚の増加などの様々な要因により、ひとり親の世帯数は増加傾向にあります。また、市民意向調査結果からは、ひとり親家庭の4割以上がパート・アルバイト雇用などの非正規の仕事に就いていることが分かります。

ひとり親家庭の親が経済的に自立し、安心して生活が送れるようにするためには、相談窓口や経済的自立に向けた各種支援制度の周知を図るとともに、ハローワークとの連携により、資格の取得を含めた就業支援を推進し、安定した収入と就業の継続を維持する必要があります。

#### 2 施策の方向性

ひとり親家庭からの様々な相談に応じ、経済的・精神的に自立した生活を送ることができるよう、各種情報提供を積極的に行います。

また、就労につながる資格取得のための支援やハローワークと連携した就業支援を行うなど、安定した収入と継続した就業が維持できるように支援を行うほか、日常生活を営むのに支障があるひとり親家庭にホームヘルパーを派遣するなど、必要な支援を行います。

#### 3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
ひとり親家庭自立支援相談	ひとり親家庭からの相談に応じ必要な情報提供や支援を行い、自立を促します。
ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭に対して、資格取得の支援や就業支援を行うことで経済的な自立を促すほか、ホームヘルパーを派遣して日常生活の援助を行い、安定した生活が維持できるよう支援します。

## 施策8 ひとり親家庭の経済的負担の軽減

### 1 現状と課題

我が国の子どもの貧困率は年々悪化し、国では子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくりが進められています。こうしたなか、ひとり親家庭では、子どもの貧困率が50%を超えるなど、その経済状況が良くないことが指摘されており、ひとり親家庭が経済的に安定した生活の下で、子どもを健全に育てることができるよう、各種手当の支給や医療費の助成を行い、経済的負担を軽減する必要があります。

### 2 施策の方向性

ひとり親家庭に各種手当の支給及び医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を行います。

### 3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
ひとり親家庭対象手当支給事業	国・東京都の動向を注視しながら、児童扶養手当及び児童育成手当をそれぞれ対象となる家庭に適正に支給します。
ひとり親家庭等医療費助成	国・東京都の動向を注視しながら、対象となる家庭に適正に医療費の助成を行います。

## 施策目標 5 配慮が必要な子どもと家庭への支援

### 施策 9 児童虐待防止対策の推進

#### 1 現状と課題

地域の子育てひろばや子育てのサービス、関係機関とのネットワークを年々充実させることによって、児童虐待の重篤な事件の防止を図っています。しかし、育児不安のある保護者の割合は顕著には減少しておらず、逆に児童虐待の新規相談件数が増加しています。児童虐待は、未然防止と早期の発見・対応をすることで重篤化を防止し、世代間連鎖を断つことが重要です。また、被虐待児童に対する心理面を含めた支援の充実が求められています。

#### 2 施策の方向性

通告義務を始めとする児童虐待に関する知識の普及啓発を進め、地域との連携により、育児不安の軽減や児童虐待の未然防止・早期発見に努めます。

妊娠中からの支援や児童虐待について、関係機関とのネットワークを更に充実させて、緊密に連携するなかで対応します。また、養育者への支援とともに被虐待児童自身への支援も関係機関とのネットワークを活用し充実します。

#### 3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
児童虐待防止の普及啓発	将来子育てをする世代、子育て中の世代、子育て卒業世代など対象者を拡大し、対象者に合った普及啓発やインターネットなど多様な媒体を活用した普及啓発を充実します。
要保護児童対策地域協議会	妊娠期からの支援を効果的に行うため、医療・保健分野との連携を更に充実します。 養育者の支援とともに被虐待児童への支援について関係機関で役割分担し、被虐待児童へ安心できる養育環境の提供を行い、心身のケアを充実します。

4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

養育支援訪問（育児支援家庭訪問）事業

< 基本情報 >

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
事業提供区域	市内全域を1区域として設定
目標事業量の見込みの設定	過去の実績の平均値に基づき設定

< 確保方策の方向性・考え方 >

子ども家庭支援センター「たち」において、現行の事業を継続して実施します。なお、様々な養育支援に対応できるように、訪問員の職種の充実を図ります。

< 事業計画（平成27～31年度） >

【市内全域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	世帯 (人)		70 (121)	70 (121)	70 (121)	70 (121)	70 (121)
確保方策		実施体制: 専門訪問員24人 学生訪問員7人	実施体制: 専門訪問員25人 学生訪問員10人				
提供事業量(B)	世帯 (人)		70 (121)	70 (121)	70 (121)	70 (121)	70 (121)
差異(B-A)	世帯 (人)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

( )内は、世帯数を児童の人数に換算し直したもの。

## 施策 10 障害児施策との連携

### 1 現状と課題

療育が必要な子どもや障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばしながら成長していくためには、関係機関が緊密に連携を図り、一人ひとりの状況に応じた支援を行うことが大切です。障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び障害福祉サービスの利用支援を行う障害者相談支援事業所を中核とした支援体制の下、保健センターや子ども家庭支援センター、保育所・幼稚園などの子ども・子育てを支援する機関は、障害等の早期把握に努め、経過観察や専門機関の紹介などにより適切な支援につなげています。

### 2 施策の方向性

子ども・子育てを支援する関係機関は、障害者相談支援事業所を中核とした連携の強化を図り、療育が必要な子どもや障害児、その家族に対する切れ目のない支援を行うとともに、障害等の早期把握と適切な支援につなげる取組を進めます。

### 3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
障害等の早期把握・早期対応への支援	保健センターや子ども家庭支援センター、保育所・幼稚園などの子ども・子育てを支援する各関係機関において、療育が必要な子どもや障害児の早期把握に努めるとともに、早期対応が図られるよう、保護者への相談支援や必要な働きかけを行うなど、適切な支援につなげる取組を進めます。
保育所及び学童クラブにおける障害児の受入れ	保育所及び学童クラブにおいて引き続き障害児の受入れを実施します。なお、保育所においては新設時などに合わせて障害児入所定員枠を拡大します。

## 施策目標 6 青少年の健全育成

### 施策 1 1 小学生の放課後の居場所づくり

#### 1 現状と課題

新制度では、学童クラブの対象児童が小学校6年生までに拡大されるため、入会児童数の増加が想定されます。放課後子ども教室事業と連携することにより、受入量の確保を図る必要があります。

放課後子ども教室事業については、ニーズに合わせた実施時間の見直しや、高学年にも魅力的な運営が今後の課題となっています。

#### 2 施策の方向性

各学校においては、児童の健全育成に携わる地域の方、教育委員会及び子ども家庭部が連携した検討・協議の場を設置し、放課後に活用できる学校施設の活用計画等を策定するなど、総合的な放課後対策を推進します。

また、学童クラブの利用を希望する児童のニーズを分析し、放課後子ども教室事業の実施時間や学童クラブとの共同プログラムの見直しを図りながら、ニーズに対応する供給量を両事業が連携するなかで確保します。

また、学校から離れた、地域における児童の安全な居場所の一つである文化センターでは児童館に指導員を配置し、児童に健全な遊びの提供とその健康を増進し情操を豊かにする活動を行います。

#### 3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
学童クラブと放課後子ども教室事業の連携方策の推進	今後の学童クラブ入会希望者の需要を注視し受入環境の整備を図るとともに、民間活力の導入を視野に入れつつ、放課後子ども教室事業との更なる連携又は一体的な運営を進めます。

#### 4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

##### 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

###### < 基本情報 >

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
事業提供区域	市内全域を1区域として設定
目標事業量の見込みの設定	市民意向調査に基づくニーズ量の推計により設定

###### < 確保方策の方向性・考え方 >

小学校3年生までについては、要件を満たす申込者の全員の受入れを継続して実施します。また、新たにニーズへの対応が必要とされる小学校4年生以上については、学童クラブと放課後子ども教室事業との連携又は一体的な運営により対応します。

###### < 事業計画（平成27～31年度） >

###### 【市内全域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人		2,661 (873)	2,611 (866)	2,562 (859)	2,528 (855)	2,494 (850)
確保方策		学童クラブを全小学校区ごとに実施(入会率100%) 放課後子ども教室を全小学校区ごとに実施(入会率100%)					
提供事業量(B)	人		2,661 (873)	2,611 (866)	2,562 (859)	2,528 (855)	2,494 (850)
差異(B-A)	人		0	0	0	0	0

( )内は内書きで、小学校高学年に係る事業量。

## 施策12 青少年健全育成活動の推進

### 1 現状と課題

青少年の健全育成のため、青少年対策地区委員会等の関係機関と連携し、地域パトロールや環境浄化活動を実施しているほか、専門の知識を有するNPO等と協働し相談体制の充実化を図っています。

しかし、青少年を取り巻く環境は、核家族化や家庭内のコミュニケーション不足、新たな情報機器の普及などにより年々悪化し、非行の低年齢化やいじめの深刻化など様々な問題につながっています。

また、ひきこもりやニートなど社会生活に困難を抱える青少年も増加し、その対応も大きな社会問題となっています。

### 2 施策の方向性

「府中市青少年健全育成基本方針」に基づき、青少年が地域の中で健全に成長できるよう、家庭、地域、学校、警察等と更に連携・協働し、青少年健全育成活動の推進に努めます。

また、ひきこもりやニートなど社会生活に困難を抱える青少年への対応については、国や東京都の健全育成に関する動向を踏まえつつ、「府中市青少年健全育成基本方針」に沿って、自立を促す総合的な支援を計画的に進めます。

### 3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
青少年健全育成強調事業と青少年健全育成市民活動の推進	市民や青少年対策地区委員会・健全育成協力店等の関連団体と連携し、青少年を取り巻く社会環境の浄化、非行防止など青少年の健全育成強調事業を推進するとともに、青少年が世代を超えて様々な人々との交流を持つ機会や場を拡充し、地域社会で青少年の健全育成を支援します。
子ども・若者自立支援体制の構築	「子ども・若者育成支援推進法」の基本理念にのっとり、ひきこもりやニート等の状況について調査・研究を継続的に行い、様々な相談内容に応じることのできる総合相談窓口を整備します。また、庁内関係課、NPO等の関係機関等とのネットワークを構築し、子ども・若者の自立に向けた支援体制の整備に努めます。

## 施策目標 7 子育て家庭の経済的負担の軽減

### 施策 1 3 児童手当の支給

#### 1 現状と課題

子育てに係る様々な費用負担の軽減を図るため、現在、児童手当を中学校3年生までの児童がいる家庭を対象として支給しています。

今後も引き続き国の動向を注視し、情報を収集しながら適切に対応することが必要です。

#### 2 施策の方向性

子育て中の家庭に対し、手当を支給することで経済的負担が軽減され、市民が安心して出産し、子育てできる環境を目指します。

#### 3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
児童手当の支給	国の動向を注視しながら、適正に児童手当を支給します。

### 施策 1 4 子ども医療費の助成

#### 1 現状と課題

子育てに係る様々な費用負担の軽減を図るため、現在、中学校3年生までの児童を対象に医療費の助成を行っています。

今後も引き続き国・東京都の動向を注視し、情報を収集しながら、適切に対応することが必要です。

#### 2 施策の方向性

子育て中の家庭に対し、医療費を助成することで経済的負担が軽減され、市民が安心して、出産し、子育てできる環境を目指します。

#### 3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
子ども医療費の助成	国・東京都の動向を注視しながら、適正に医療費の助成を行います。

# 第 4 章

---

計画の推進に当たって

## 1 推進体制

計画の推進に当たっては、庁内関係各課や関係する行政機関と連携を図りながら、全庁的な体制の下に計画の推進を図ります。

また、法律等に基づく制度や事業その他の広域的な対応を必要とする事柄について、国・東京都・近隣市との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行い、計画の推進を図ります。

## 2 進行管理

### (1) 点検・評価

個別事業に係る実績の推移や施策に関する調査などにより、計画の進捗状況を継続的に点検・評価し、その進行管理を行います

### (2) 報告・公表

計画の進捗状況については、「府中市子ども・子育て審議会」に報告して意見を求めるとともに、本市の公式ホームページ等により市民に公表します。

### (3) 計画への反映

計画期間中においても、子育て家庭のニーズや社会状況の変化、国・東京都の子ども・子育て支援施策の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

# 資料編

---

## 資料1 府中市子ども・子育て審議会委員名簿

(会長、副会長)

(選出区分別の50音順、敬称略)

選出区分	氏名	団体名等
子どもの保護者 (公募市民)	加藤 美波	
	佐賀 有希	
子どもの保護者	若杉 晴香	府中市立小中学校PTA連合会 庶務幹事
事業主代表	臼井 正	むさし府中商工会議所 常議員
労働者代表	長崎 益治	連合三多摩・東部第二地区協議会 幹事 (東芝労働組合府中支部 書記長)
子ども・子育て 支援関係団体	井村 良英	NPO法人 育て上げネット 若年支援事業部担当部長
	上條 さと子	NPO法人 ACT府中たすけあいワーカーズ ぽ♥ぽ 理事長
	木下 義明	府中市私立保育園園長会 副会長 (分倍保育園 園長)
	佐久間 修	府中市立小学校長会 (府中市立矢崎小学校 校長) 平成26年3月に退任
	坂田 悦郎	府中市立小学校長会 (府中市立矢崎小学校 校長) 平成26年5月に委嘱
	清水 文衛	NPO法人 府中ワイエスエス 副理事長
	田中 公	東京都認証保育所府中市連絡会 会長 (田中保育所 代表)
	中田 徳彦	府中市青少年委員会 指導部長 (府中天神町幼稚園 園長)
	平田 嘉之	府中市私立幼稚園協会 会長 (府中白糸台幼稚園 園長)
藤原 源郎	府中市自治会連合会 福祉対策部長	

選出区分	氏名	団体名等
子ども・子育て 支援関係団体	見ル野 一太	社会福祉法人 府中市社会福祉協議会 地域活動推進課長 平成26年3月に退任
	中山 圭三	社会福祉法人 府中社会福祉協議会 地域活動推進課長補佐 平成26年4月に委嘱
	横山 年子	府中市民生委員児童委員協議会 代表会長
	吉田 紀子	府中市ファミリー・サポート・センター アドバイザー兼提供会員
	鷲尾 仁	府中市立中学校長会 (府中市立府中第十中学校 校長)
学識経験者	鈴木 真理子	埼玉県立大学 社会福祉学科 教授
公募市民	室 惇子	

## 資料2 府中市子ども・子育て審議会開催経過

【平成25年度】

回	年月日	主な内容
第1回	平成25年7月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長及び副会長の選出</li> <li>・諮問</li> <li>・会議の公開等について</li> <li>・新たな子ども・子育て支援制度の概要について</li> <li>・府中市の子ども・子育て支援に関する取組の動向について</li> <li>・計画策定までの審議会のスケジュールについて</li> </ul>
第2回	平成25年9月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府中市の子ども・子育て支援に関する現状と課題について</li> <li>・教育・保育提供区域の設定について</li> <li>・子ども・子育て支援に関する市民意向調査について</li> </ul>
第3回	平成25年11月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援法に基づく事業計画の関係について</li> <li>・子ども・子育て支援新制度について（勉強会）</li> </ul>
第4回	平成25年12月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援に関する新たな計画策定に向けて</li> <li>・保育所運営に係る費用と在宅育児手当について（勉強会）</li> </ul>
第5回	平成26年2月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援に関する市民意向調査結果速報値について</li> </ul>
第6回	平成26年3月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計について</li> <li>・今後の確保方策の検討に向けて（新制度において市が目指す方向性等について・保育所と幼稚園の現状について）</li> </ul>

## 【平成26年度】

回	年月日	主な内容
第1回	平成26年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援新制度に関する府中市の取組等について</li> <li>・子ども・子育て支援新制度施行に向けた今後のスケジュールについて</li> </ul>
第2回	平成26年6月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府中市子ども・子育て支援計画（仮称）骨子（案）について</li> <li>・教育・保育施設及び地域型保育事業に関する基準について</li> </ul>
第3回	平成26年6月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育施設及び地域型保育事業に関する基準について</li> <li>・学童クラブ（放課後児童クラブ）の改正事項について</li> <li>・平成25年度府中市次世代育成支援行動計画事業の実施状況と評価等について</li> </ul>
第4回	平成26年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度府中市次世代育成支援行動計画事業の実施状況と評価等について</li> <li>・学童クラブ（放課後児童クラブ）の改正事項について</li> <li>・保育の必要性の認定について</li> <li>・教育・保育給付に係る利用者負担について</li> </ul>
第5回	平成26年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府中市子ども・子育て支援計画（仮称）素案について</li> </ul>
第6回	平成26年10月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府中市子ども・子育て支援計画（仮称）案について（教育・保育の確保方策について・計画全体について）</li> </ul>
第7回	平成27年1月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント手続の実施結果について</li> <li>・答申書（案）について</li> </ul>

## 資料3 府中市子ども・子育て審議会条例

平成25年6月24日

条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項及び第3項の規定に基づき、府中市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 審議会は、法第77条第1項に規定する事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえつつ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

(組織)

第4条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業等に携わる者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 公募による市民

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。  
別表第1に次のように加える。

子ども・子育て審議会委員	日額 11,000円
--------------	------------

## 資料4 市民意向調査の概要

### < 就学前児童調査 >

調査対象	市内に居住する就学前児童（0～5歳）の保護者 3,000人 平成25年10月1日現在の住民基本台帳より層化無作為抽出
調査方法	郵送配布
調査時期	平成25年10月25日～11月14日
配布・回収数(率)	配布数：3,000 有効回収数(率)：1,917(63.9%)
調査項目	A 日頃の子育て B 保護者の就労状況 C 定期的な教育・保育事業の利用状況 D 定期的な教育・保育事業の利用希望 E 地域の子育て支援事業の利用状況や利用希望 F 子どもの病気の際の対応 G 一時的に子どもを預かる事業の利用状況や利用希望 H 小学校就学後の子どもの放課後の過ごし方 I 子育てと仕事の両立 J 地域との関わり K 子育て支援に関する情報 L 児童虐待防止 M 市の子育て環境や子育て支援施策全般

### < 小学生調査 >

調査対象	市内に居住する小学生（6～11歳）の保護者 2,000人 平成25年10月1日現在の住民基本台帳より層化無作為抽出
調査方法	郵送配布
調査時期	平成25年10月25日～11月14日
配布・回収数(率)	配布数：2,000 有効回収数(率)：1,358(67.9%)
調査項目	A 日頃の子育て B 保護者の就労状況 C 子どもの日々の過ごし方 D 子どもの放課後の過ごし方 E 子どもの病気の際の対応 F 一時的に子どもを預かる事業の利用状況や利用希望 G 子育てと仕事の両立 H 地域との関わり I 子育て支援に関する情報 J 児童虐待防止 K 安全なまちづくり L 市の子育て環境や子育て支援施策全般

## &lt; 中学生・高校生世代調査 &gt;

調査対象	市内に居住する中学生（12～14歳） 1,000人 市内に居住する高校生世代（15～17歳） 500人 平成25年10月1日現在の住民基本台帳より層化無作為抽出
調査方法	郵送配布
調査時期	平成25年10月25日～11月14日
配布・回収数(率)	配布数：1,500 有効回収数(率)：821(54.7%)
調査項目	A 日頃の生活 B 携帯電話やインターネットの利用状況 C 日頃関心のあることや感じていること D 悩み E 地域生活 F いじめ G 自分にとって大切だと思うこと H 市に実施してほしいこと

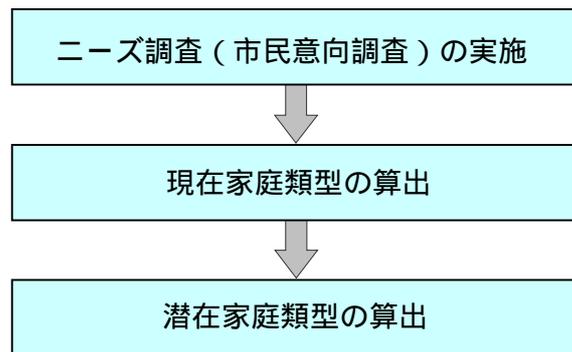
## &lt; ひとり親家庭調査 &gt;

調査対象	ひとり親世帯 500人 平成25年10月1日現在の住民基本台帳より層化無作為抽出
調査方法	郵送配布
調査時期	平成25年10月25日～11月14日
配布・回収数(率)	配布数：500 有効回収数(率)：279(55.8%)
調査項目	A 仕事 B 暮らし向き C 日頃の子育て D 日頃の子どもの過ごし方 E 生活や子育ての心配ごと F 地域との関わり G 子育て支援に関する情報 H 児童虐待防止 I ひとり親への支援制度 J 市の子育て環境や子育て支援施策全般

## 資料5 ニーズ量の推計手順

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量については、市民意向調査のうち、就学前児童調査及び小学生調査の結果を基に、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って推計しました。

### 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計手順

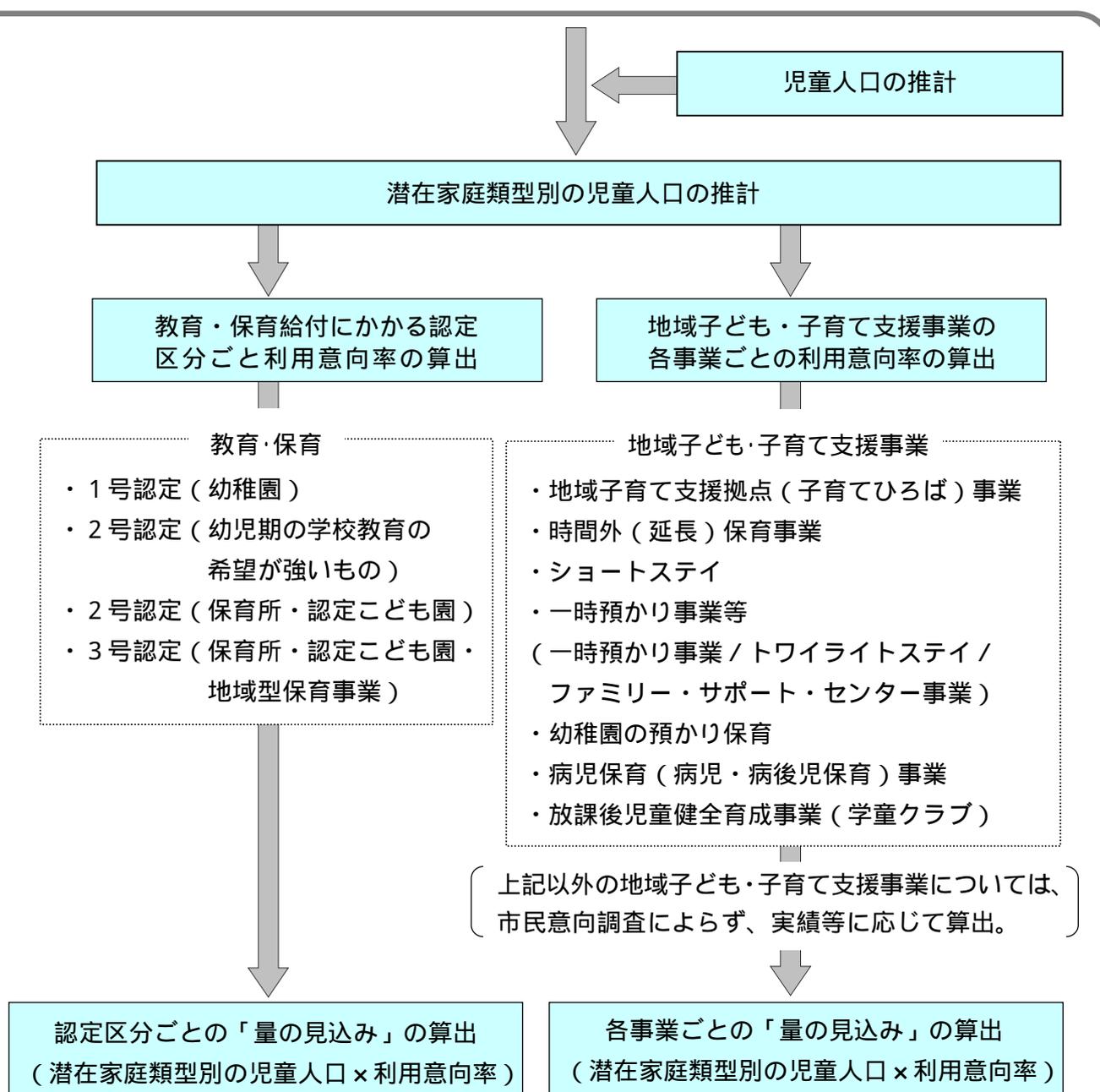


#### 家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム×フルタイム
C	フルタイム×パートタイム [就労時間：月120時間以上+48時間～120時間未満の一部]
C'	フルタイム×パートタイム [就労時間：月48時間未満+48時間～120時間未満の一部]
D	専業主婦（夫）
E	パートタイム×パートタイム [就労時間：双方が月120時間以上+48時間～120時間未満の一部]
E'	パートタイム×パートタイム [就労時間：いずれかが月48時間未満+48時間～120時間未満の一部]
F	無業×無業

[ ]内は、パートタイムの就労時間。

父母の有無や保護者の就労形態等により、タイプAからタイプFの8種類に分類し、「現在の家庭類型」と、母親の今後の就労予定・希望を反映させた「潜在的な家庭類型」を算出。



## 資料6 用語集

### ア行

#### アウトリーチ (本文掲載48ページ)

英語で手を伸ばすことを意味する。公的機関、公共的施設などが行う地域への出張サービスをいう。

#### 預かり保育 (本文掲載37・55・71・97ページ)

幼稚園において、保護者の希望に応じて、4時間を標準とする幼稚園の教育時間の前後や土曜・日曜、長期休業期間中に教育活動を行うもの。従来から地域の実情に応じて、個々の幼稚園の判断で実施されてきたが、平成12年から施行された幼稚園教育要領に初めて定められた。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業として位置付けられる。

#### 育児支援家庭訪問事業 (本文掲載79ページ)

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている( 養育支援訪問事業 )。

#### 一時預かり事業

(本文掲載6～9・14・19・37・65・68～71ページ、「一時預かり」を含む)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間において認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的に預かる事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている。

#### NPO (Non Profit Organization) (本文掲載83ページ)

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指し、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人をNPO法人という。

## 延長保育事業（本文掲載8・14・19・65・66ページ、「延長保育」を含む）

認定こども園、保育所等において、通常の保育時間を超えて入所児を保育する事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている（時間外保育事業）。

## 力行

### 学童クラブ（本文掲載8・40・80～82ページ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている（放課後児童健全育成事業）。

### 家庭的保育事業（本文掲載7・9・28・29・37・54・56～58ページ）

家庭的保育者が少人数の3歳未満児を居宅等で保育する事業で、平成22年から児童福祉法により法定化された。新制度においては、地域型保育給付の対象となる新たな区市町村の認可事業として位置付けられており、定員は5人以下とされている。

### 基幹保育所（本文掲載48ページ）

「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」に基づき、市内の6つの各エリアに1か所ずつ選定した市立保育所のことで、市が設置運営する15か所の市立保育所が持つ人材等の資源を6か所の基幹保育所に重点的に集約し、地域における子育て支援拠点施設として機能の強化を行うもの。

### 教育・保育給付（本文掲載7～9・52・53ページ）

新制度で創設された「子どものための教育・保育給付」のことで、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と家庭的事業等に対する「地域型保育給付」があり、就学前の子どもが対象の教育・保育施設や保育事業の利用に係る費用が、公的な給付と利用者の負担により賄われる仕組みとなっている。

### 居宅訪問型保育事業（本文掲載7・9ページ）

新制度において、地域型保育給付の対象となる新たな区市町村の認可事業として位置付けられており、3歳未満児を対象に、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保育を必要とする子どもの居宅で1対1による保育を提供する事業。

## 合計特殊出生率（本文掲載2・3・24・25ページ）

各年次の出生の水準を表す最も代表的な指標。人口動態統計によって、15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計から計算される。年齢別出生率とはその年に各年齢の人口のうち出生を経験する人の割合で、合計特殊出生率は女性が一生涯にもつてであろう平均的な子どもの数ともいわれる。（\*）

## 公定価格（本文掲載52ページ）

新制度において、施設型給付費・地域型保育給付費の対象となる教育・保育に通常必要となる費用の額を算定するための基準。認定の区分、保育の必要量、施設の所在する地域等を勘案して内閣総理大臣が定めることとされており、子ども一人当たりの単価を基本として示される。

## 子育て短期支援事業（本文掲載8・19・67・68ページ）

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行う事業で、ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業がある。新制度では、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられている。

## 子ども家庭支援センター

（本文掲載32・33・46～49・51・70・79・80ページ）

子育て家庭からの育児などの相談や子ども自身からの相談、児童虐待に関する相談に応じるほか、親子の交流の場を提供し、子育てをしている人の仲間づくりや子育てに関する情報提供など、子育て家庭への支援を行う施設。府中市には「たちゅ」「しらとり」の2つの子ども家庭支援センターがある。

## 子ども・子育て支援法（本文掲載5・11・21・22ページ）

平成24年8月に成立・公布された新法で、全世代型社会保障実現を目指して子ども・子育てに財源を追加充当するための新たな仕組みに関する法律。子どものための現金給付（児童手当）や教育・保育給付の仕組み、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業、子ども・子育て支援事業計画などについて定められている。

## 子どもの貧困率（本文掲載77ページ）

厚生労働省が国民生活基礎調査を基に、OECDの作成基準に基づき算出している相対的な指標で、17歳以下の子どものうち、貧困世帯にいる割合。

## 子ども・若者育成支援推進法（本文掲載83ページ）

教育、福祉、雇用等各関連分野における施策の総合的推進や、ニート等困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図ることなどを目的とする法律で、平成21年7月成立。総合的な施策推進のために、国に子ども・若者育成支援推進本部を設置するとともに、都道府県及び市町村に「子ども・若者計画」策定の努力義務を課している。（\*）

## 今後の保育行政のあり方に関する基本方針

（本文掲載21・48・53・54ページ）

府中市の保育・子育てサービスの更なる充実を目指し、今後の保育行政の取組の方向性を示すため、府中市保育検討協議会の報告等を踏まえて、平成26年1月に策定した基本方針。内容としては、基礎的エリア区分による子育て支援の充実や、市立保育所の重点集約化、民間活力の積極的な活用について等を記載している。

### サ行

## 事業所内保育事業（本文掲載7・9・56～58ページ）

企業などが職場の労働力確保と福利厚生の一環として、企業の建物等の一部を利用して従業員の子どもの保育する事業で、主に病院や女性労働者を多く雇用している企業で実施されている。新制度においても、地域型保育給付の対象となる新たな区市町村の認可事業に位置付けられているが、従業員の子どもに加えて、地域で保育を必要とする子どもにも保育を提供することが要件となっている。

## 時間外保育事業（本文掲載8・66ページ）

延長保育事業

## 次世代育成支援対策推進法（本文掲載3・10・11ページ）

平成15年に制定・公布された10年間の時限立法。平成17年度から施行されている。「我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる」（厚生労働省）法律である（\*）。平成26年4月、さらに10年間の延長が決定した。

## 児童館（本文掲載40・41・81ページ）

児童福祉法に定められた児童福祉施設で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的として設置される施設。地域の児童の健全育成及び子育て支援の拠点施設となっており、児童の遊びを指導する児童厚生員が配置されている。府中市では、各文化センター内に設置されている。

## 児童虐待（本文掲載15・19・32・33・46・73・78ページ）

親又は親に代わる保護者により児童に対して加えられた身体的虐待、心理的虐待、性的虐待及びネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）等の行為をいう。（＊）

## 児童福祉法（本文掲載11・28ページ）

次代の担い手である児童一般の健全な育成及び福祉の積極的増進を基本精神とする児童についての根本的総合的法律。総則、福祉の保障、事業・養育里親及び施設、費用、国民健康保険団体連合会の児童福祉法関連業務、審査請求、雑則、罰則の全8章から構成されており、児童等の定義のほか、児童福祉審議会、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所等の児童福祉機関の役割と業務、各種在宅福祉サービス、児童福祉施設及びそれらに要する費用等が規定されている（＊）。平成24年4月からは障害児支援に関する大幅な改正が実施された。

## ショートステイ（本文掲載67ページ）

子育て短期支援事業の一つで、保護者が出産、疾病などの理由で、子どもの養育が一時的に困難な場合に、施設において子どもを泊りがけで預かる事業（子育て短期支援事業）。

## 小規模保育事業（本文掲載7・9・56～58ページ、「小規模保育」含む）

3歳未満児を対象として定員6人以上19人以下の少人数で行う保育事業で、新制度において、地域型保育給付の対象となる新たな区市町村の認可事業として位置付けられているが、待機児解消対策として、新制度施行前に先行して国が制度化した。

## 新生児訪問（本文掲載73・75ページ）

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている（乳児家庭全戸訪問事業）。

## 青少年健全育成強調事業（本文掲載83ページ）

全国強調月間に合わせて、青少年対策地区委員会が連携して、酒、たばこ、薬物及び性に関する正しい知識の周知やインターネットに潜在する危険から子どもを守るためフィルタリングの推奨など青少年の健全育成に対する理解を深める活動を実施する事業。

## 青少年健全育成市民活動（本文掲載83ページ）

青少年対策地区委員会、PTA連合会、小中学校校長会及び府中警察署との連携の下、地域パトロールの実施や子ども緊急避難の家の普及など地域における青少年健全育成の充実を図る活動。

## 青少年対策地区委員会（本文掲載83ページ）

府中市の市立中学校の学校区（11地区）を単位として、地域の学校、PTA、児童委員、保護司、青少年委員、体育指導委員、婦人団体、青少年団体、地域代表などで構成されたボランティア団体であり、地域の子どもたちの健全育成のために活動をしている。

## 障害者相談支援事業所（本文掲載80ページ）

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援等を行う事業所。府中市では、地域生活支援センター「あけぼの」、地域生活支援センター「プラザ」及び障害者地域生活・就労支援事業「み～な」で実施している。

## 夕行

### 待機児童（本文掲載4～6・16・17・19・29・30・54・55ページ）

認可保育所の入所要件を満たし、入所の申込みをしているにもかかわらず、認可保育所に入所できない児童のこと。

### 体調不良児対応型病児保育（本文掲載72ページ）

児童が保育中に体調不良となった際に、保護者がすぐに迎えに来られない場合等において、安心かつ安全な体制を確保することで保育所における緊急な対応を図る事業。

## 地域子育て支援拠点(子育てひろば)事業

(本文掲載6～9・19・49・68ページ、「地域子育て支援拠点」を含む)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談情報の提供、助言その他の援助を行う事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている。

## 特定教育・保育施設 (本文掲7・53・59～64ページ)

幼稚園、保育所、認定こども園のうち、新制度における給付の対象施設として市町村の「確認」を受けた施設。

## 特定地域型保育事業 (本文掲7・59～64ページ)

家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業のうち、新制度における給付の対象事業としての市町村の「確認」を受けた事業のこと。

## 特定保育事業 (本文掲載37・65・68ページ)

保護者の多様な就労形態により、1か月当たりおおむね64時間以上保育を必要とする児童(入所児以外の児童)を保育する事業。

## ナ行

### ニート (本文掲載83ページ)

NEET (Not in Employment, Education or Training) 直訳すると「就業、就学、職業訓練のいずれもしていない人」。日本においては、「若年無業者」を「学校に通学せず、独身で、収入を伴う仕事をしていない15～34歳の個人」と定義し、「ニート」とは、若年無業者のうち「非求職型及び非希望型」、つまり「就職したいが就職活動していない」又は「就職したくない」者という意味で用いられるのが一般的である。

## 乳児家庭全戸訪問事業 (本文掲載8・19・75ページ)

新生児訪問

## 認可保育所 (本文掲載28・29・37・54・65・66・68～70ページ)

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし、都道府県が認可した保育施設。保護者の就労や病気などの理由により、保育を必要とする小学校就学前の子どもの保育を行う。

## 認証保育所 (本文掲載28・29・37・54～58ページ)

多様化する保育ニーズに応えるため、東京都が平成13年度から導入した制度で、認可外保育施設に東京都独自の基準(認証基準)を設け、基準を満たす保育所を認証保育所として東京都と区市町村が運営費を補助するもの。利用者と保育所との直接契約により入所決定がなされ、保育料も各保育所が独自に設定する(上限あり。)。新制度においても教育・保育給付の対象施設とはならず、認可外保育施設の位置付けとなる。

## 認定こども園 (本文掲載6～9・16・17・37・52・54～58・66・68ページ)

幼稚園と保育所を一体化した施設として検討されてきた総合施設の名称として「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」により規定されている施設。認定こども園は、保護者の就労の状況にかかわらず教育・保育を一体的に提供すること及び地域での子育て支援を実施することが2つの主たる事業である。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4種類があり、新制度では幼保連携型認定こども園の認可・指導監督が一本化され、学校及び児童福祉施設として法的位置付けを有する単一の施設となる。種類に応じて都道府県、指定都市又は中核市が認可(認定)の権限を持つ。

## 妊婦健康診査 (本文掲載8・19・73・74ページ)

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている。

## 八行

### パブリックコメント手続き (本文掲載22ページ)

行政が条例や計画を策定しようとするときに、広く公に(=パブリック)に、意見・改善案など(=コメント)を求める手続のことをいう。

### ひきこもり (本文掲載83ページ)

就学や就労、人間関係などを回避し、長期間にわたって自宅又は自室にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出は含む。)をいう。

## 被虐待児童（本文掲載15・78ページ）

親又は親に代わる保護者により、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待及びネグレクト（保護者の怠慢ないし拒否）等の行為を受けた児童。

## 病児保育（病児・病後児保育）事業（本文掲載8・19・65・72ページ）

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている。

## ファミリー・サポート・センター事業

（本文掲載8・19・37・40・68・69ページ）

子どもの預かり等の援助を行いたい者（提供会員）と援助を受けたい者（依頼会員）からなる会員組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等の支援を行う事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている。

## 府中市青少年健全育成基本方針（本文掲載83ページ）

第6次府中市総合計画に基づき、青少年健全育成の諸施策を実現するための目標を定めた指針であり、「心のかような温かな家庭づくりの推進」、「地域活動への参画と地域社会との交流の促進」、「豊かな創造性と情操の育成」、「相談支援体制の充実」、「地域の社会環境浄化と安全確保の推進」の5つの重点目標からなっている。

## 保育室（本文掲載28・29・56～58ページ）

府中市保育室事業実施要綱に基づき、区市町村が保育室利用契約を締結した認可外保育施設。3歳未満児を対象とした小規模、家庭的な保育を行う。

## 保健センター（本文掲載74・75・80ページ）

成人保健及び母子保健に係る健康相談、保健指導および健康診査その他地域保健に関する必要な事業を行うことを目的として市町村が設置する施設。

## 放課後子ども教室（本文掲載40・81・82ページ）

子どもたちの健やかな成長のため、地域住民等と協力・連携を図りながら、放課後に小学校施設を利用して、大人が子どもたちを見守りながら「遊びの場・学びの場」を提供する事業。府中市内の市立小学校全校で実施している。

## 放課後児童健全育成事業 (本文掲載8・19・82ページ)

学童クラブ

## 母子及び父子並びに寡婦福祉法 (本文掲載11ページ)

全てのひとり親家庭で児童が心身共に健全に育成されることと、母子家庭等の親・寡婦の健康で文化的な生活を保障することを目的とする法律。母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け、居宅における介護等、住宅・就労等に関する福祉上の措置等が定められている。なお、平成26年4月の改正により、父子福祉資金制度の創設等、父子家庭への支援が拡充され、「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に名称が変更され、平成26年10月施行された。

### ヤ行

## 養育支援訪問事業 (本文掲載8・19・79ページ)

育児支援家庭訪問事業

## 要支援児童 (本文掲載13ページ)

乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童。(児童福祉法)

## 要保護児童 (本文掲載8・13・19ページ)

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。(児童福祉法)

## 要保護児童対策地域協議会 (本文掲載78ページ)

平成15年の児童福祉法改正により法定化された、市町村における児童家庭相談体制強化を図るための協議会である。虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や援助、保護を図るため、地域の関係機関や民間団体等が情報や考え方を共有し、適切な連携の下で援助していくためのネットワークで、平成19年の改正児童福祉法により、協議会の支援の対象として特定妊婦(妊娠期から特に支援を要する妊婦)や要支援児童及びその保護者も含まれることとなった。(\*)

---

## ラ行

### 利用者支援事業（本文掲載6～9・19・46・47ページ）

子育て家庭が幼稚園や保育所、各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集・提供や利用に係る相談・支援等を身近な地域において行う事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている。

（＊）参考文献 「社会福祉用語辞典 第9版」ミネルヴァ書房

